

令和6年度 第2回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和6年10月11日（金）
午後1時30分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議題1 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】（素案）について

4 その他

5 閉 会

野田市地域福祉計画 【第4次改訂版】（素案）



令和7年3月
野 田 市

目 次

I 総論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景	1
（1）国・県の動向	1
（2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）	1
2 地域福祉計画の必要性	2
（1）社会全体の情勢	2
（2）福祉活動に関する努力	2
（3）現状のまとめと課題	3
（4）野田市をめぐる基本的な背景	3
（5）社会福祉法による要請	4
3 計画の位置付け	5
4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）	7
5 計画の期間	7
6 野田市の現状	8
（1）野田市における現状	8
7 野田市の福祉を取り巻く課題	20
（1）地域社会の状況変化に対応した福祉サービスの提供	20
（2）市民が求める地域福祉活動に対応した基盤づくり	20
（3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化	21

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）	22
（1）社会福祉事業の計画的推進	22
（2）住民活動と公的サービスの連携の確保	22
（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点	22
2 基本理念	23
3 健康スポーツ文化都市宣言	24
（1）健康スポーツ文化都市宣言とは	24
（2）本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性	24

第3章 基本目標等

1 基本目標	25
（基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり	25
（基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化	25
（基本目標3）福祉のまちづくりの推進	26
（基本目標4）自殺対策の推進	26
（基本目標5）成年後見制度利用の促進	27
2 基本方針について	28
（1）地域福祉推進のための『きっかけづくり』	28
（2）地域福祉推進のための『人づくり』	28
（3）地域福祉推進のための『ネットワークづくり』	29
（4）地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	29
（5）総合的・横断的なサービスの充実	29
（6）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	30
（7）権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実	30
（8）生活困窮者の自立支援	30
（9）バリアフリー社会の確立	30
（10）福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	31
（11）いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）	31
（12）権利擁護支援のための『ネットワークづくり』（成年後見利用促進基本計画）	32
3 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	33
（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは	33
（2）本計画とのつながり	34

第4章 計画の体系

○「野田市地域福祉計画」	35
--------------------	----

第5章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築	41
2 庁内関係部局との連携	41
3 役割分担と連携	41
（1）市の役割	41
（2）福祉関係者の役割	41
（3）市民の役割	41

Ⅱ 各論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

- 1 地域福祉推進のための『きっかけづくり』……………43
 - (1) あいさつ、声かけ運動の推進……………43
 - (2) 地区社会福祉協議会との協働……………43
 - (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討……………43
- 2 地域福祉推進のための『人づくり』……………44
 - (1) ボランティア情報の提供……………44
 - (2) ボランティアの育成……………44
 - (3) ボランティア活動の支援……………44
 - (4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）……………44
- 3 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』……………45
 - (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化……………45
 - (2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいいききサロン等）……………45
 - (3) 地域自治組織についての検討……………46
 - (4) 行政職員の地域活動への参加……………46
- 4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』……………46
 - (1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備……………46
 - (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備……………47
 - (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築……………47
 - (4) 重層的支援体制整備事業の推進……………47
 - (5) 再犯防止の推進……………49

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

- 1 総合的・横断的なサービスの充実……………50
 - (1) 高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討……………50
 - (2) 地域での孤独・孤立への対策の推進……………50
 - (3) こどもの健全育成に係る施策の総合的推進……………51
- 2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備……………52
 - (1) 効果的・効率的なニーズの把握……………52
 - (2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化……………52
- 3 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実……………53
 - (1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業の普及啓発……………53
 - (2) 苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）……………53
 - (3) 地域包括支援センターの活用……………53

4 生活困窮者の自立支援	54
(1) 日常生活の支援	54
(2) 自立に向けた支援	54
(3) 学習支援事業	54
(4) 生活困窮者支援等のための地域づくり	55

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立	56
(1) ハード面のバリアフリー化	56
(2) ソフト面のバリアフリー	56
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	57
(1) 市内事業所への働きかけ	57

第4章 自殺対策の推進（自殺対策計画）

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等	59
(1) 計画策定の背景	59
(2) 計画の位置付け	59
(3) 計画の期間	59
(4) 計画の数値目標	59
2 野田市における自殺の現状	60
(1) 自殺者数の推移	60
(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較	62
(3) 支援が優先されるべき対象群	63
3 野田市の自殺対策における取組	65
(1) 基本施策	65
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	65
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	65
基本施策3 市民への啓発と周知	65
基本施策4 生きることの促進要因への支援	66
(2) 重点施策	67
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	67
重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上	68
重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進	69
(3) 生きる支援の関連施策	70

第5章 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

1 計画策定の趣旨等	81
（1）計画策定の背景	81
（2）計画の位置付け	81
2 現状と課題	82
（1）本市の高齢者人口と高齢化率の推移	82
（2）要支援・要介護の認定者数	82
（3）認知症高齢者の状況	83
（4）知的障がいその他の精神上的障がいのある人の状況	83
（5）成年後見制度の取組状況	84
（6）課題	87
3 成年後見制度利用の促進に当たっての目標と基本的な考え方	87
（1）地域連携ネットワークの構築	87
（2）中核機関の設置及び担うべき機能	89

《資料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例	93
■野田市地域福祉計画審議会委員名簿	95

I 総論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されており、家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度のはざま」の問題への対応等の課題が表面化し、更に様々な分野の課題が絡み合って複雑化するだけでなく、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが見られるようになりました。

こうした中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉法が改正（令和3年4月施行）され重層的支援体制整備事業が創設されました。

県では、「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図り、令和5年度から「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定しました。

県計画は、地域福祉が抱える様々な問題やニーズに対応し、困っている人たちへの支援、自立を図っていくものとし、地域で発生し、又は発生する懸念がある福祉事象に対し、県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあうこととしています。

(2) 野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）

福祉行政の取組は、地域福祉サービスに関する事務のほとんどが「自治事務」に位置付けられ、市町村レベルにおける地域の実情に配慮したものへと重心が移ってきています。具体的には、「他人事（ひとごと）」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すため、地域福祉の推進に関し各分野の福祉計画を包括し一体的に定めるとともに、「野田市総合計画」との整合を図り策定する計画です。また、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」及び、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。

今回は第4次改訂版として、実施対応した事業成果を拡充しつつ、これまでの計画同様、本市の実情に即した福祉行政に取り組み、日々生じる課題へ臨機応変に対応する体制を目指します。

また、第4次改訂版では、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施方針や実施体制を整理し、更に、再犯防止等の推進に関する法に基づく「再犯防止推進計画」として、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止の推進に関する施策を加えることで、更なる地域共生社会の実現を目指します。

2 地域福祉計画の必要性

(1) 社会全体の情勢

地域福祉計画策定の背景として、地域社会の変容があります。

これまで策定されてきた計画の社会情勢を踏まえてみると、国全体として扱われてきた問題は本市でも同様にその傾向を更に強くしており、都市化、核家族化が進むにつれて、これまでの親族関係や地域におけるつながりが希薄になり、相互扶助機能が弱まったことで、必要な支援や知恵といったものが得られにくくなりました。

また、少子高齢化の進行や長引く経済不況の中で、生活不安やストレスが増大していると言われており、社会の変化は孤独や孤立を招き、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、人々の抱える問題は複雑かつ深刻化しています。

このような社会情勢の中で、家庭や地域社会といった市民生活を取り巻く環境において様々な課題が顕在化する一方で、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な場面も少なくありません。

将来的に人口推計（野田市総合計画）を見ても、平成27年をピークに全体的に人口が減少する中、年齢3区分別の割合は少子高齢化が強まり、特に65歳以上人口が増加することが見込まれ高齢化が著しい傾向となっており、少子高齢化の抱える問題が肥大化することも予想されます。

現在、住民の暮らしを支えるためには、福祉サービスの充実とともに、地域において福祉問題の解決に取り組む、助け合う仕組みづくりの必要性が課題となっております。

●地域において身近な福祉を必要とする社会の変化

(2) 福祉活動に関する努力

これまで、計画的な福祉行政の推進により、公的福祉サービスは全国的に充実してきました。

民間レベルにおいても、自治会や地区社会福祉協議会等による交流や福祉活動の活発な地域が数多く見られるとともに、広域的な地域をカバーする取組として、ボランティアやNPO法人等の活動の支援が重視されているところです。

地域コミュニティにおける社会福祉活動は、失われつつある人のつながりを繋ぎとめ「福祉によるまちづくり」を実現する、有意な活動となっております。

●地域における福祉活動の重要性

(3) 現状のまとめと課題

地域において、身近な福祉のニーズが高まるとともに、地域における福祉活動の重要性が増しています。一方で、複雑化又は細分化する福祉のニーズに対し、支援を必要とする方への支援の提供は、明快である必要があります。

情報提供の不足、行政の縦割り等を背景とした関係者間の協力・連携体制の欠如、思い込みによるサービスのミスマッチ等を回避し、的確かつ迅速な支援の提供のためには、次の3点が課題として挙げられます。

- ① 社会福祉事業の計画的推進を始めとした公的役割の拡大と周知
- ② 地域住民による地域共生社会の構築と存続
- ③ 官民連携に加え、官官、民民といった、あらゆる連携の必要性が増大

●共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である「地域」に根差して助け合い、生活者としてそれぞれの地域で、誰もが、その人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努めることが必要。

(4) 野田市をめぐる基本的な背景

① 地域特性

全国的な核家族化の傾向は野田市においても進んでいる一方、昔ながらの「醤油（しょうゆ）の街」として、市民の間には古くからの隣近所の付き合いや習慣が残っている地域もあり、このような場所では地域活動が活発に行われています。

また、首都から30キロ圏の立地ながら、市内には2,500haを超える（参照：農業委員会の令和5年度活動計画より）農地がいまだに存在しており（市面積の約24%）、農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が継続的に行われている地域もあります。

②地域活動の状況

地域によって、地区社会福祉協議会の事業である「ふれあいいいききサロン」や「友愛訪問」のほか、ふれあいの会、世代間交流スポーツ大会、防犯パトロールなど、地域の実情に合わせた地域活動が、様々に工夫されながら数多く実施されています。

また、つくしんぼ運営委員会の「ふれあい喫茶つくしんぼ」のほか、子育て支援や地域活動支援センターを運営する各NPO法人などを含め、比較的広域にわたって活動する福祉関係のボランティア等が活発に活動しております。

③活動における課題

地域福祉活動には、若い世代や新しい住民の参加が少ないこと、各種の地域活動が行われているにもかかわらず、真にサービスが必要な方に福祉サービスや情報が伝わっていない場合があること等の課題があります。

●地域によっては、地域福祉活動が行われる素地があるとともに、実際に活発に行われているところもあるが、若年世代や転入者の参加・協力や、情報提供の仕方等に課題があるのが実情。

(5) 社会福祉法による要請

社会福祉法 107 条の規定に基づき、市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める「地域福祉計画」を策定し、公表することとされています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●以上の地域福祉を取り巻く情勢や野田市の現状、課題等の特性を踏まえ、社会福祉事業の計画的推進や住民活動と公的サービスの連携を図るための指針として、「野田市地域福祉計画【第4次改訂版】」を策定します。

3 計画の位置付け

「野田市地域福祉計画」との関連性について

① 野田市総合計画

市民を取り巻く社会や環境は、人口減少や超高齢化社会など多くの問題を抱えています。今後、野田市はこれらの問題に対処すべく、本計画に基づいて市民の皆様とともに、こどもを育て、老後を過ごしやすい福祉政策を充実させてまいります。さらには、かけがえのない豊かな自然環境を次の世代に残すとともに、自然と調和のとれた安全で利便性の高いまちづくりを推進することにより、魅力ある生活環境を整え、市政全体の底上げに向けて全力で取り組んでまいります。

② 個別計画の展開

各分野における個別の施策（計画）を展開しています。

- ・ 高齢者福祉：シルバープラン（老人福祉計画及び介護保険事業計画）
- ・ 障がい者福祉：障がい者基本計画、障がい福祉計画
- ・ 児童福祉：エンゼルプラン（子ども・子育て支援事業計画）

これらの計画を具体的に推進するため、各個別計画にまたがる横断的な施策や、各計画では盛り込んでいない施策を新たに位置付け、総合的な考えのもと、一体的に定めることで、実施計画としての性格も併せ持つと考えられます。

③ その他の関連法及び計画について（国・県の指針等）

国の指針や関連法、「千葉県地域福祉支援計画」等の関連計画との整合性を図ったものとしします。

④ 地域福祉活動計画（民間計画）との関係

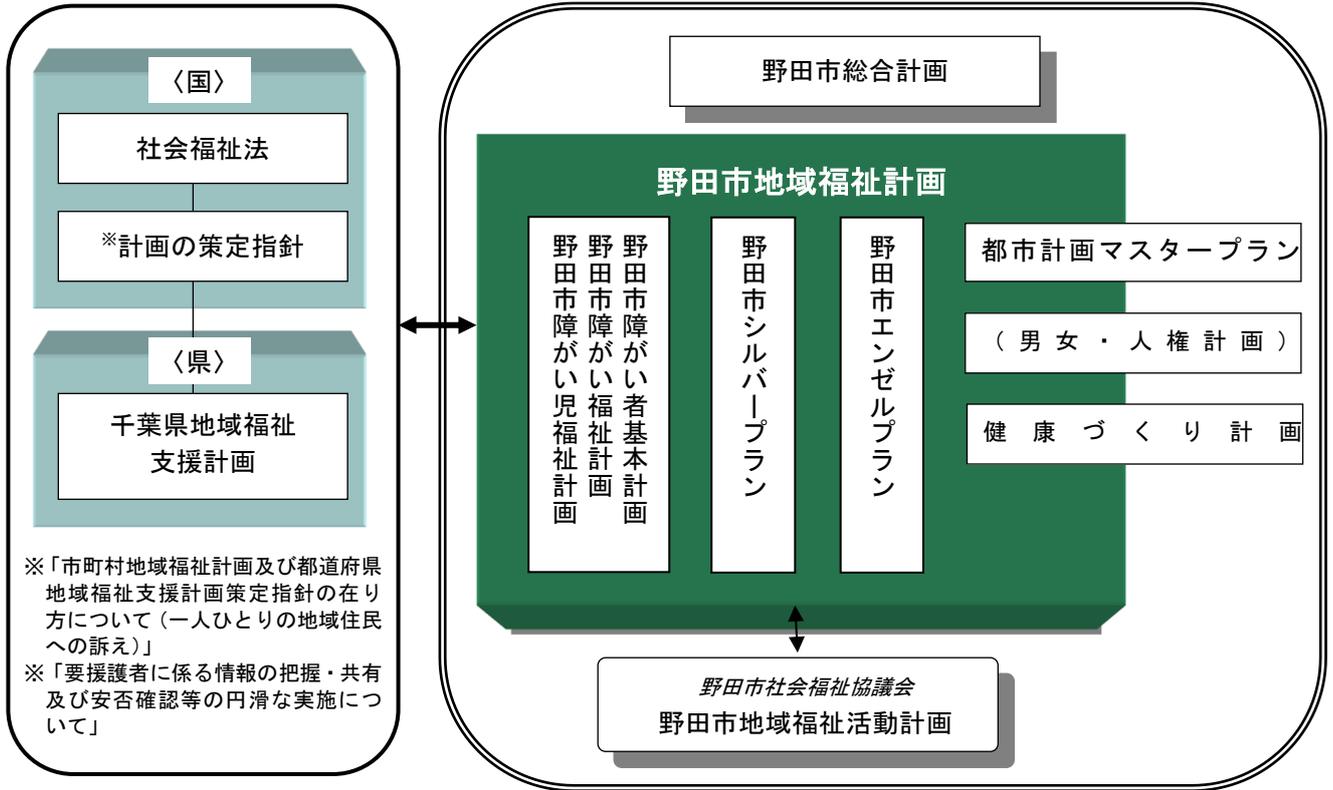
「地域福祉計画」は市町村が策定する行政計画であり、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する民間計画で、地域の展望・目標の点ではほぼ一致しており補完し合うものです。

「地域福祉活動計画」では基本理念を「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」としており、本市における地域福祉計画は、福祉の総合計画として福祉関係分野を中心としながら市民生活に関係するまちづくり、人づくりの分野とともに、地域福祉活動計画をも包括した「福祉の総合計画」と位置付けています。

【「野田市地域福祉計画」位置付けの体系】

〈 関係機 〉

〈 野田市 〉



4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）

住民参加による福祉活動の実績から、地域福祉の中心的推進役でもある地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉えることを継続します。

5 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、毎年度、審議会に進捗状況を報告することで確実な計画の進捗を図るとともに、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化により計画の見直しの必要があるかについても検討いたします。

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
総合計画	野田市総合計画 前期基本計画 第2次実施計画			野田市総合計画 後期基本計画 第3次実施計画		野田市総合計画 後期基本計画 第4次実施計画				
地域福祉計画	野田市地域福祉計画第【3次改訂版】					野田市地域福祉計画【第4次改訂版】				
シルバープラン	野田市シルバープラン 第8期			野田市シルバープラン 第9期						
障がい者基本計画	第3次 野田市障がい基本計画				第4次 野田市障がい基本計画					
障がい福祉計画	第6期 野田市障がい福祉計画			第7期 野田市障がい福祉計画						
障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画						
エンゼルプラン	野田市エンゼルプラン 第5期計画					※野田市子ども計画に変更予定				

6 野田市の現状

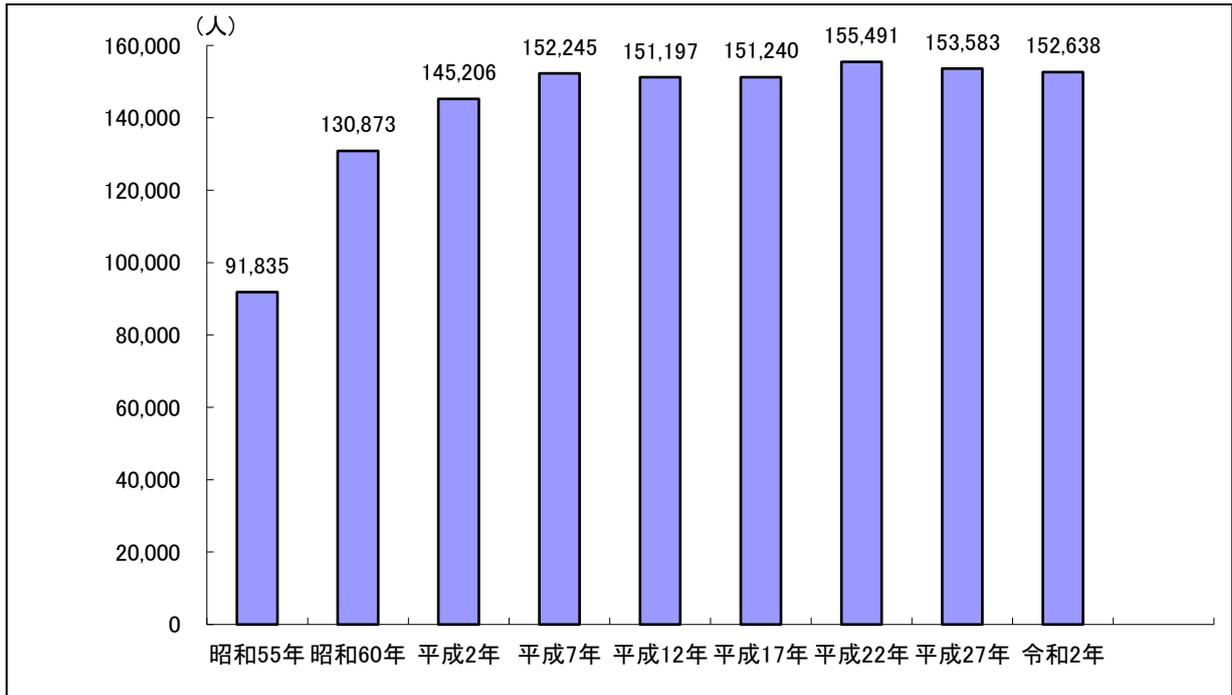
(1) 野田市における現状

① 人口の推移

令和2年10月1日現在の野田市の人口は、152,638人となっています。

平成7年までは急激な伸びを示していましたが、その後は横ばい状態となっています。

■野田市の総人口

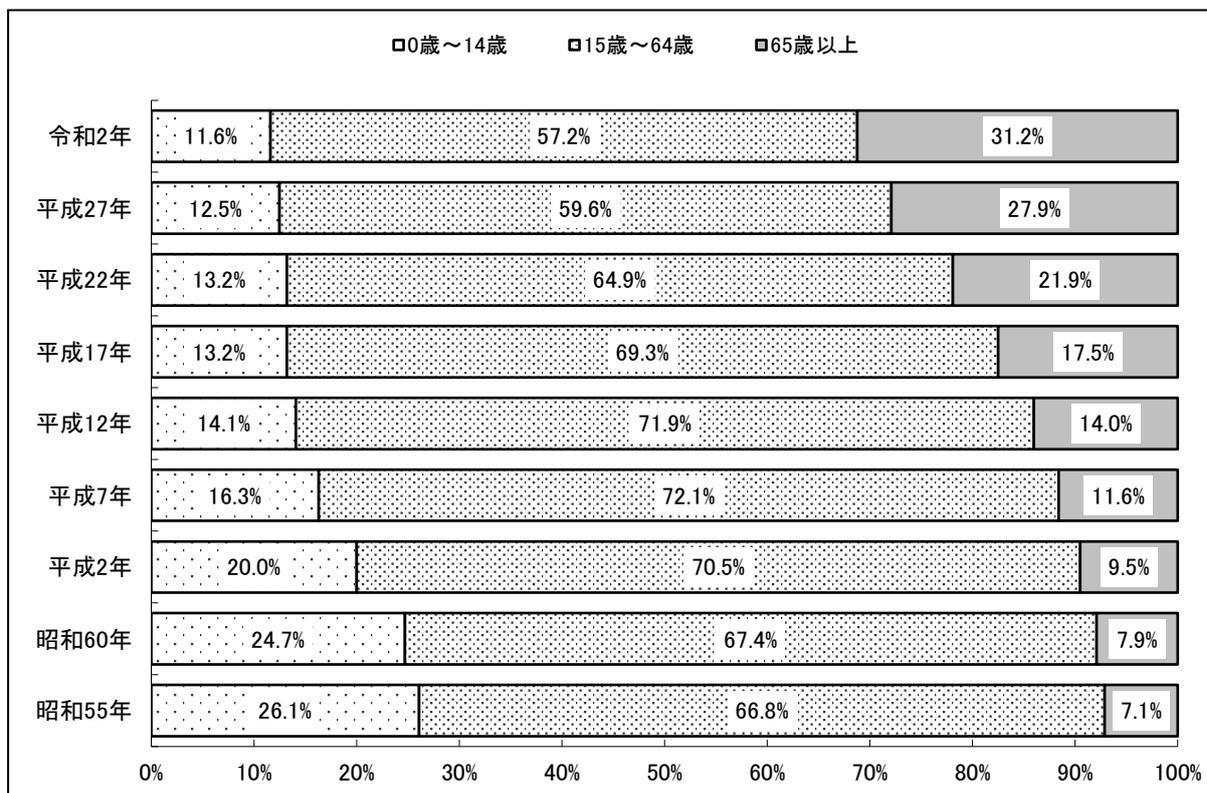


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

② 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成において、15歳から64歳までの生産年齢層の全体に占める割合が減少し過去10年間は横ばい状態にあります。また、14歳以下は継続して減少しています。一方で65歳以上の割合は30%台に推移しています。野田市においても、少子化・高齢化が進んでいることが分かります。

■ 年齢区分別の人口割合の推移

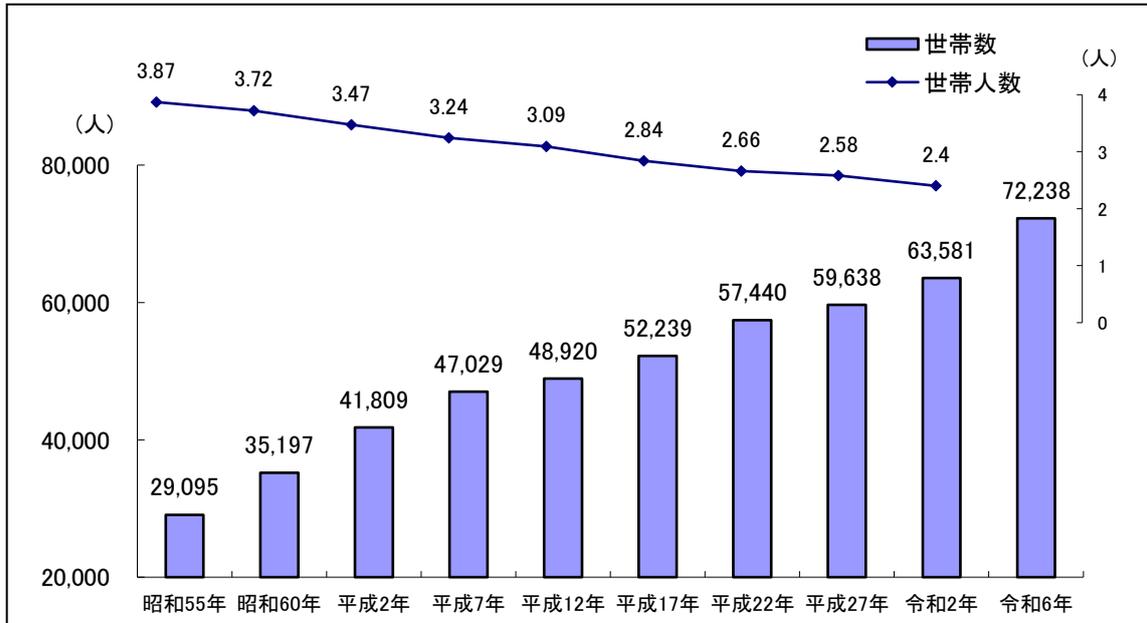


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

③ 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は増加傾向を示しており、令和6年10月1日の世帯数は、72,238 仮世帯となっています。令和2年から令和6年で約9,000 仮世帯増加しています。一方で、1世帯当たりの人数については昭和55年から比較すると1.76人減っており、世帯の少人数化が年々進んでいます。

■ 世帯数及び世帯別の人数

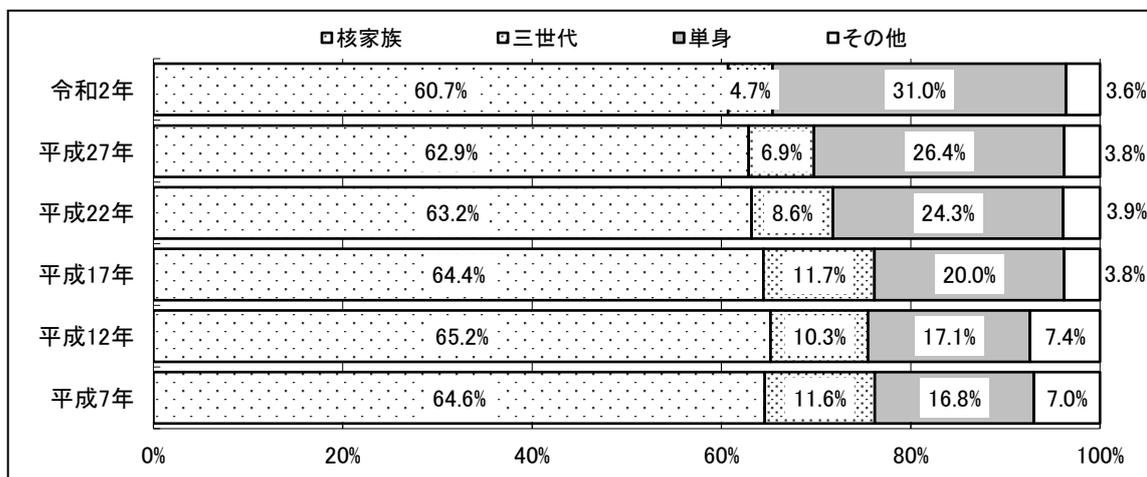


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

④ 世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯は平成17年にはわずかに増加しましたが、また減少が続く一方で、単身世帯は増加しており、令和2年度には31.0%となっています。

■ 世帯類型別の推移



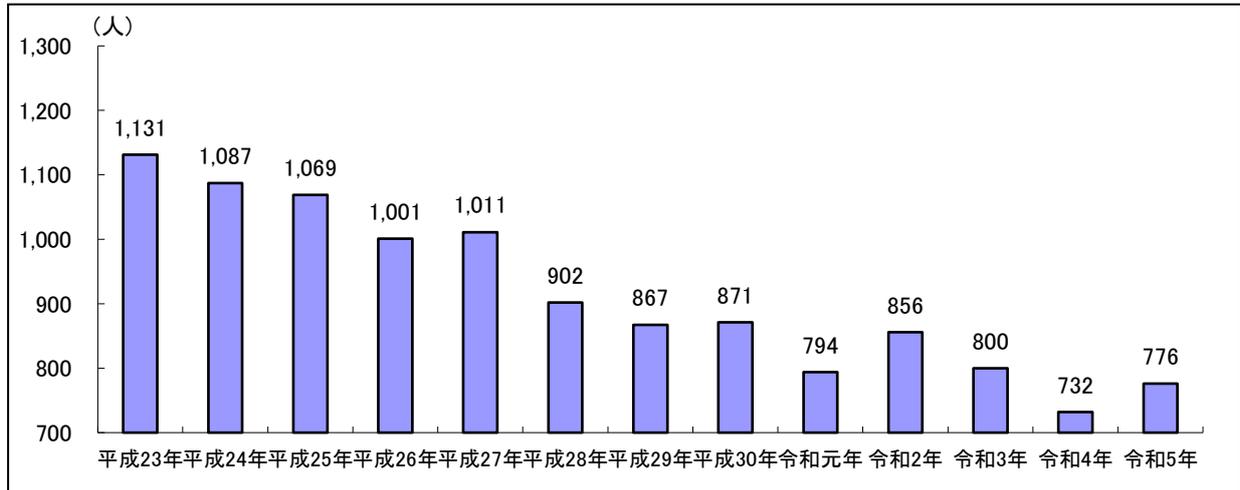
資料：国勢調査 ※各年10月1日現在

⑤ こどもの状況

〈出生数の推移・年分〉

出生数は、平成23年から減少を続け、平成28年以降1,000人未満となり、増減は流動的となっています。

■出生数の推移

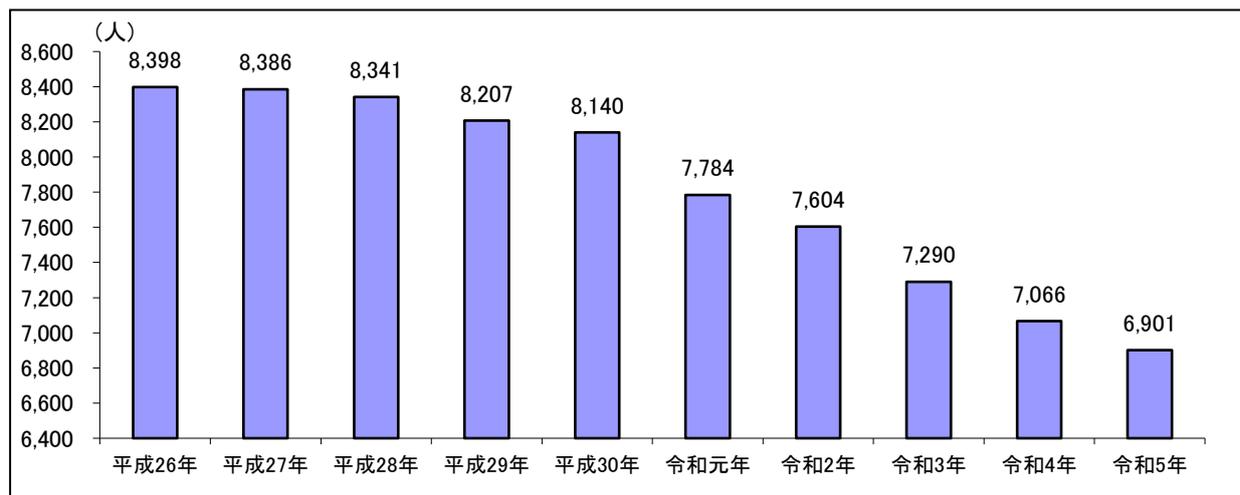


資料：野田市統計書 ※各年12月31日現在

〈小学校児童数の推移〉

小学校児童数は、平成26年度以降、減少が続き、令和元年以降は減少幅が増大しています。

■小学校児童数の推移

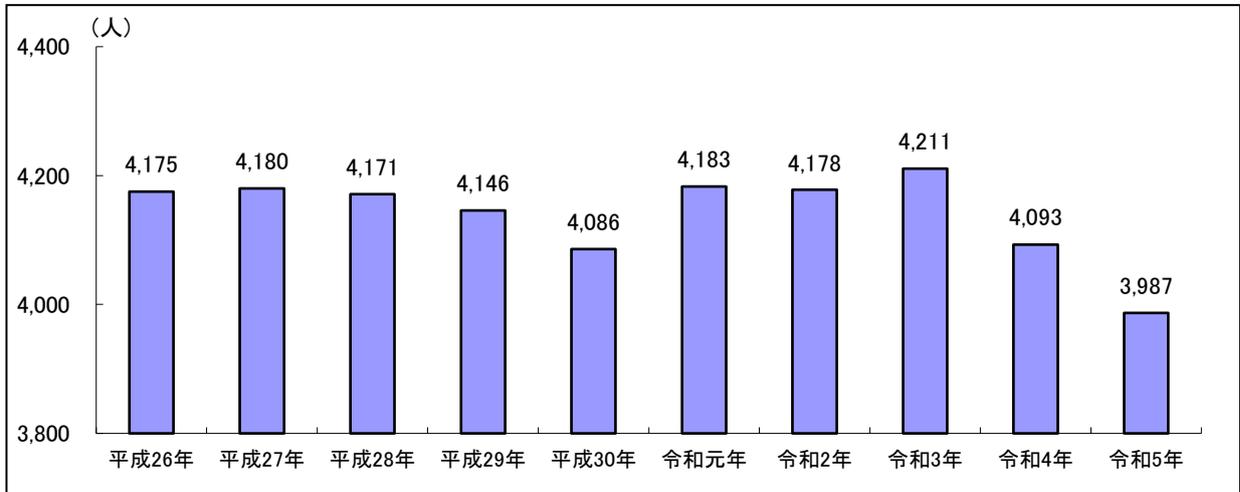


資料：野田市統計書 ※各年5月1日現在

〈中学校生徒数の推移〉

中学校生徒数は、増減を繰り返していましたが、令和5年には3,987人と減少しています。

■ 中学校生徒数の推移

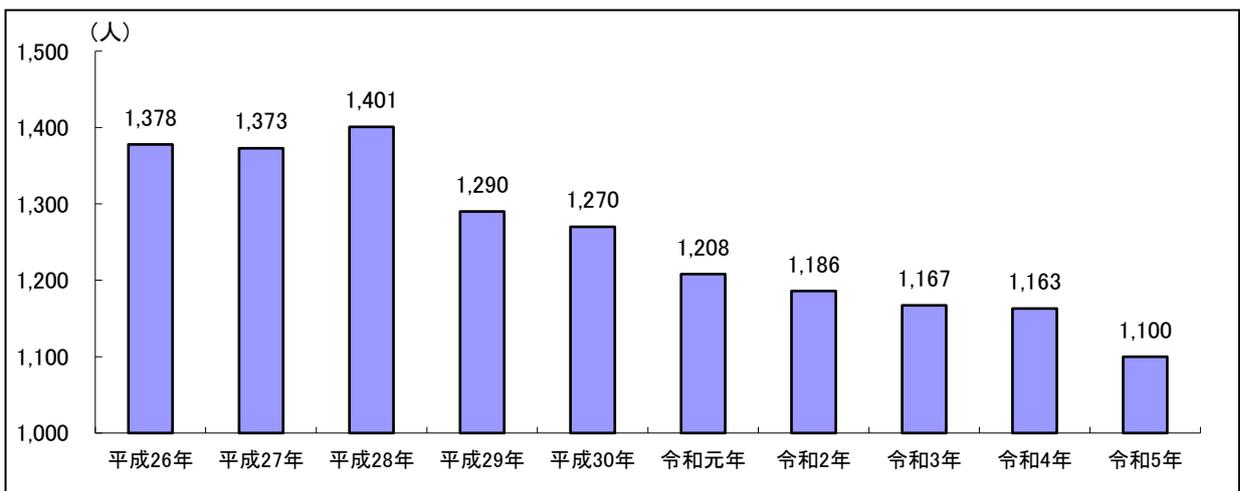


資料：野田市統計書 ※各年5月1日現在

〈児童扶養手当受給者数の推移〉

児童扶養手当受給者数も平成28年まで増加し続けておりましたが、平成29年からは減少しています。

■ 児童扶養手当受給者数の推移



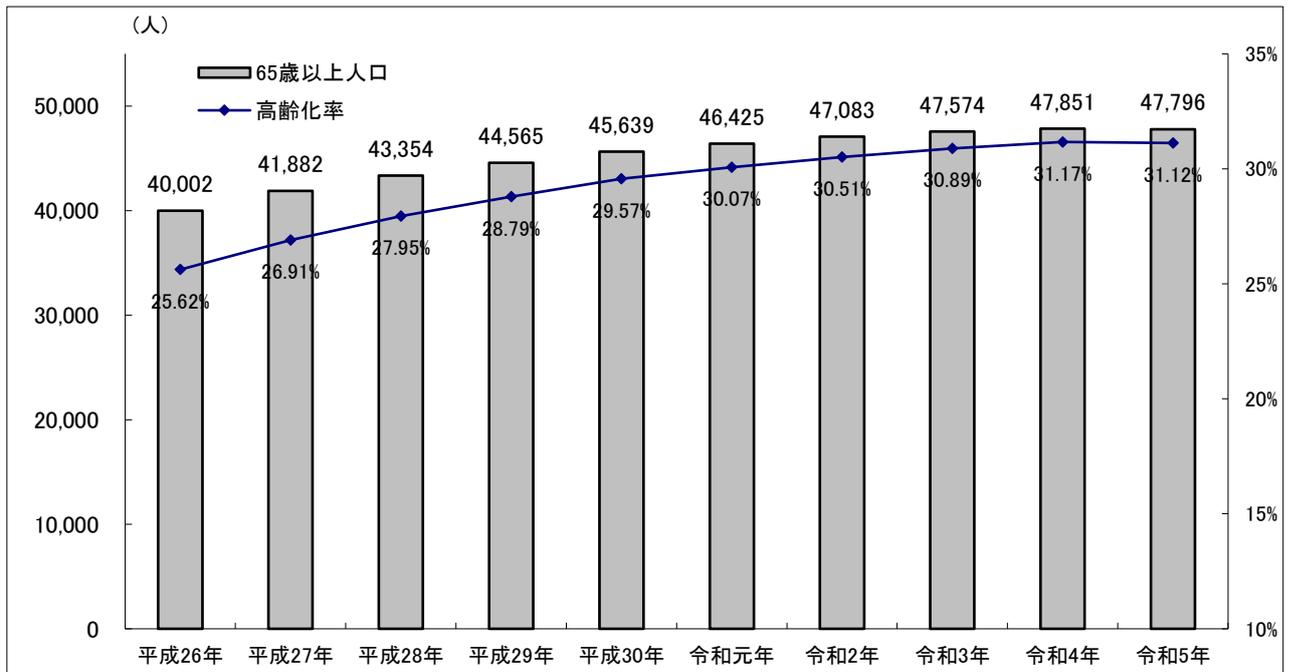
資料：野田の保健福祉 ※各年4月1日現在

⑥高齢者の状況

〈高齢者人口の推移〉

高齢者人口は、平成26年には4万人を超え、その後も増加傾向となっています。
 高齢化率は、ずっと増加傾向をたどっており、令和元年に30パーセント台を超えています。

■高齢者人口の推移

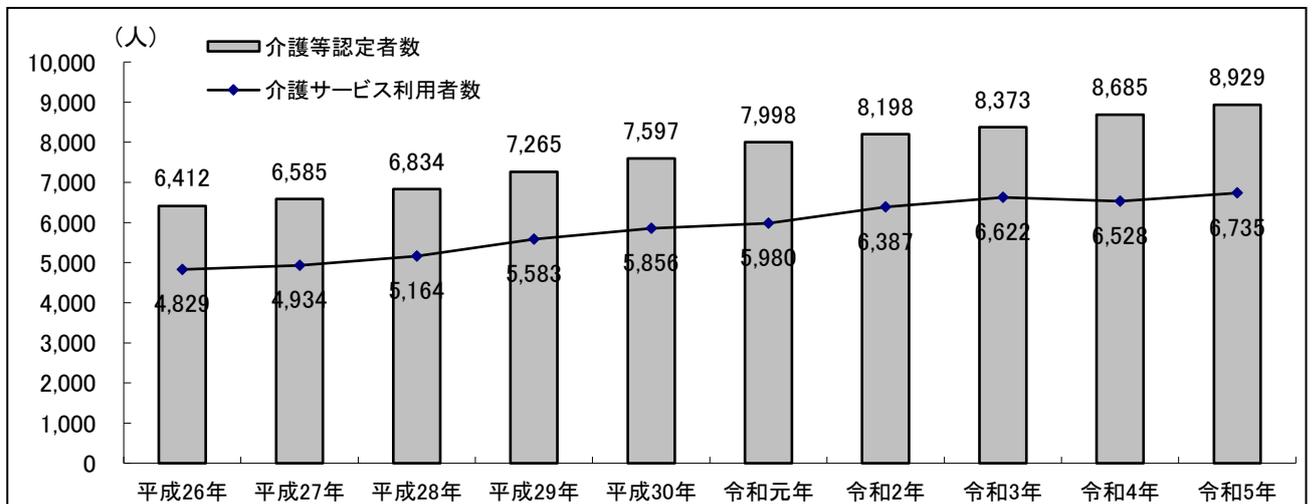


資料：住民基本台帳 ※各年4月1日現在

〈介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移〉

令和5年度の介護認定者数は8,929人で、介護サービス利用者数は6,735人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移



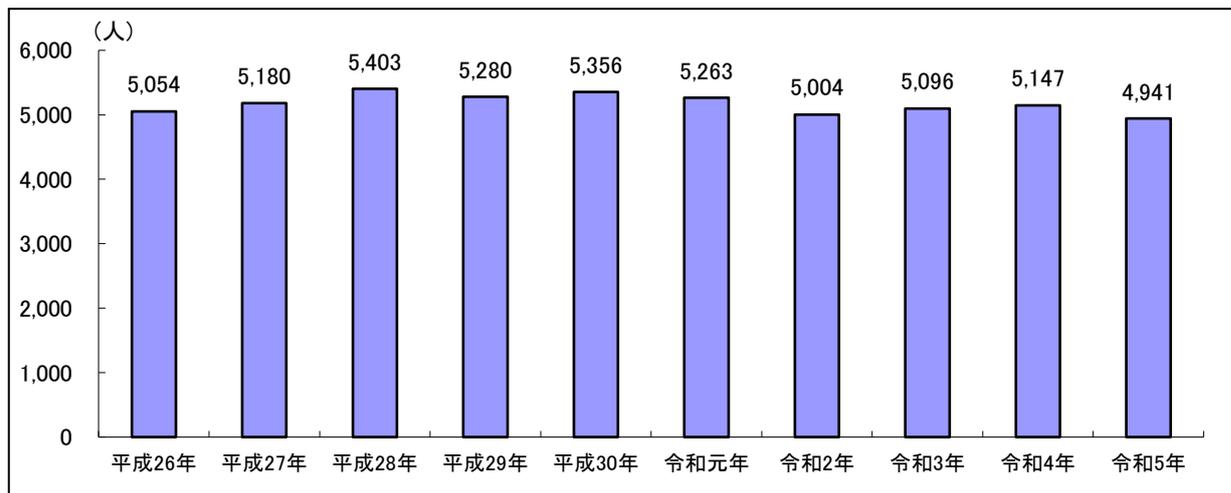
資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

⑦障がいのある人の状況

〈身体障害者手帳所持者数の推移〉

令和5度における身体障害者手帳所持者数は、4,941人となっており、増減を繰り返しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

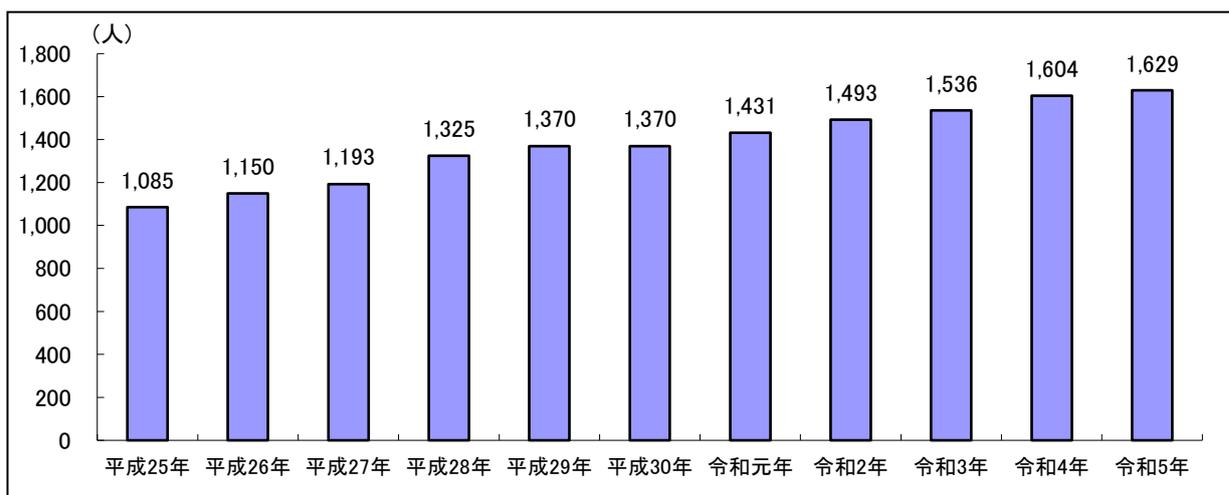


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈知的障がいのある人の推移〉

令和5度における療育手帳所持者数は、1,629人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■療育手帳所持者数の推移

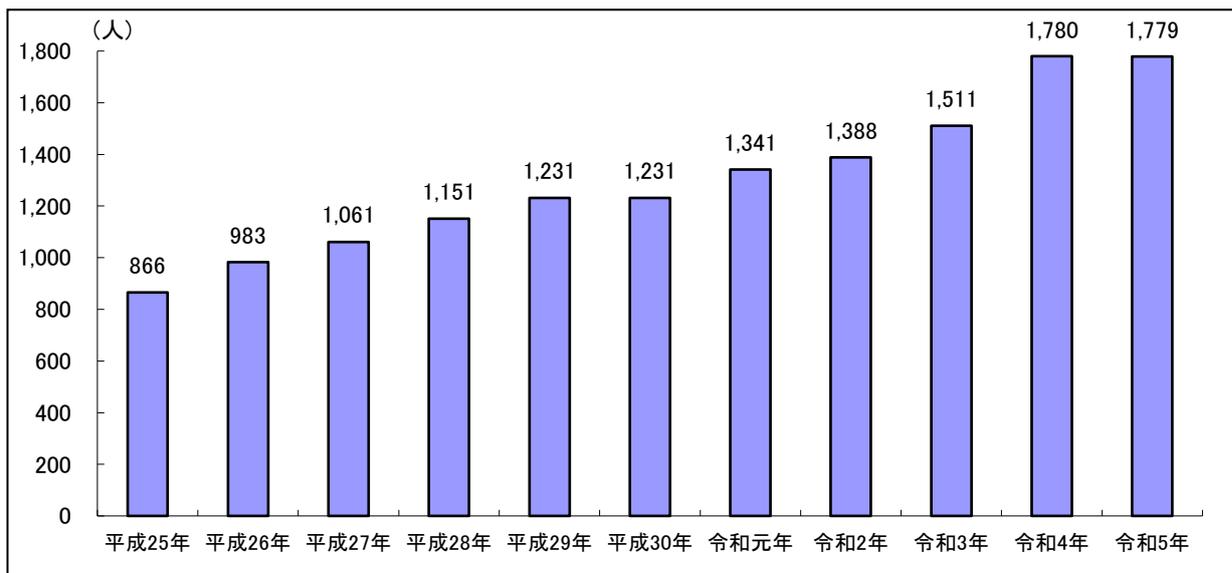


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈精神障害保健福祉手帳所持者の推移〉

令和5年度における精神障害保健福祉手帳所持者数は、1,779人となっており、顕著な増加傾向を示しています。

■精神障害保健福祉手帳所持者数の推移



資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

【参考】

〈将来人口〉

野田市総合計画において、令和12年（2030年）の人口は、約15万2千人と想定されています。

平成12、17、22年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による、影響を踏まえて令和12年までの人口推計が行われております。

また、計画期間の最終年となる令和12年の高齢化率は、平成27年と比較して6.03ポイント増加すると見込まれております。

■将来人口（基本値）の年齢別構成

年 齢	実数（人）		構成比（％）	
	平成27年 2015年	令和12年 2030年	平成27年 2015年	令和12年 2030年
14歳以下	19,075	14,344	11.54	9.44
15－64歳	91,030	86,557	60.90	56.97
65歳以上	42,678	51,031	27.56	33.59
合 計	153,583	151,932	100.0	100.0

資料：野田市総合計画

⑧ 地域福祉の担い手の状況

○ 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

野田市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、その構成は自治会、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設、学識経験者等、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の網の目づくりのため、市内 22 地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が地域住民の参画の下で立ち上げられ、地域の福祉活動の中心として、地域の福祉問題解決のために幅広く活動しています。

■社会福祉協議会の状況

年 度	元年	2	3	4	5
会 員 数 (世帯/社)	37,657	35,217	33,959	32,408	31,314

資料：社会福祉協議会（各年度 3 月末）

■地区社会福祉協議会の状況

地区社協	会員数（世帯）	地区社協	会員数（世帯）
上 町	659	南 部 南	1,606
中 央	572	南 部 第 2	1,205
上 花 輪	951	北 部	2,862
太 子 堂	661	西 部	1,106
中 野 台	1,594	七 光 台	824
清 水	2,066	川 間	2,763
東 部	1,732	福 田	1,640
中 根	1,288	関 宿	707
宮崎・柳沢	1,448	二 川	2,409
南部中央	762	木間ヶ瀬	2,397
南部東	522	事務局扱	1
南部北	1,477	合計	31,252

資料：社会福祉協議会（令和 6 年 3 月現在）

○ 民生委員児童委員（主任児童委員）の状況

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により、「住民（児童、妊産婦）の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされております。地域福祉の最前線で、地域の特性・相談者（生活保護、高齢者、児童等）の状況等を把握して、地域活動のリーダー的役割を果たすとともに、様々な社会資源に関する情報を地域の住民や関係団体に提供する役目も担って活動しています。

野田市における定数は 206 人となっており、厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員が、それぞれの担当地区で社会福祉の向上のため活発に活動しています。

■地区別の民生委員児童委員の状況

地 区 名	現員（人）		男（人）		女（人）	
	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員
第 1 地区 (野田・上花輪・上花輪新町)	20	2	11	0	9	2
第 2 地区 (中野台・清水・堤台・中野台鹿島町・桜の里一丁目・桜の里二丁目・桜の里三丁目・つつみ野一丁目・つつみ野二丁目・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	22	2	8	0	14	2
第 3 地区 (目吹・金杉・鶴奉・柳沢・宮崎・横内・中根・大殿井・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	29	2	9	0	20	2
第 4 地区 (山崎・今上・桜台・花井・堤根・山崎貝塚町・山崎梅の台・花井一丁目・みずき一丁目・みずき二丁目・みずき三丁目・みずき四丁目・桜木・山崎新町)	33	2	18	0	15	2
第 5 地区 (岩名・五木・谷津・吉春・蕃昌・座生・五木新田・七光台・岩名一丁目・岩名二丁目・五木新町・春日町・谷吉・泉三丁目・光葉町一丁目・光葉町二丁目・光葉町三丁目・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	27	2	15	0	12	2
第 6 地区 (船形・中里・尾崎・東金野井・長谷・小山・蕨打・日の出町・尾崎台・泉一丁目・泉二丁目・泉三丁目)	18	2	2	0	16	2
第 7 地区 (下三ヶ尾・三ツ堀・瀬戸・瀬戸上灰毛・木野崎・上三ヶ尾・二ツ塚・西三ヶ尾・大殿井)	17	2	5	0	12	2
第 8 地区 (岡田・親野井・柏寺・木間ヶ瀬・桐ヶ作・古布内・関宿内町・関宿江戸町・関宿三軒家・関宿台町・関宿町・関宿元町・中戸・次木・なみき一丁目・なみき二丁目・なみき三丁目・なみき四丁目・西高野・新田戸・はやま・東高野・東法珠花・平井・平成・丸井)	36	2	14	0	22	2
合 計	202	16	82	0	120	16

資料：生活支援課（令和 6 年 8 月 1 日現在）

○地域福祉推進の多様な担い手

野田市では、多くの個人や団体等が、市内の各地域で、ボランティア活動や多岐にわたる地域活動を通じて、地域福祉の推進に協力してくださっています。

活動の規模や頻度に違いはあっても、様々な立場にある個人や団体が、その知見を活かし身近な地域活動に参加されることで、地域福祉はより深く地域に根付き、広がっていきます。

7 野田市の福祉を取り巻く課題

(1) 地域社会の状況変化に対応した福祉サービスの提供

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されており、家族での支え合いの機能の低下だけでなく、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下も進行しています。

このような中で、これまで地域福祉の需要拡大への対応に努めてきたところですが、高齢者のみの世帯や共働き世帯などの増加により、更なる需要拡大が見込まれることから、市民一人一人が適切な地域福祉サービスを楽しむよう、受け手に配慮したきめ細かな情報の提供や専門的な人材の育成、各種在宅サービスの充実とともに、関係機関の充実したサービスの提供に向けた基盤の整備や強化を継続的に図る必要があります。

特に、情報の共有化に向けた取組や、子育て支援施策による保育サービスの充実、高齢者や障がいのある人の在宅サービスや社会的孤立者、生活困窮者への支援、「誰もが健康でいきいきと生活する」ための疾病予防を含めた健康づくり等への取組が求められています。

支援を必要とする方の増加と、その要望の多様化に対応し、効率的・効果的に各種施策を展開するためには、当事者のニーズを的確に把握し、施策の取組みに対して市民の理解を得られるように努めつつ、関係分野の連携を図り、総合的・横断的なサービスの充実を図る必要があります。

(2) 市民が求める地域福祉活動に対応した基盤づくり

本市の一部には、まだ農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が残っていますが、都市化や少子高齢化の進行に加え、市内各所で小規模な宅地開発や大型の共同住宅建設があり、単身世帯や核家族世帯、高齢者のみの世帯が増加する中で、ライフスタイルや価値観の多様化がますます進み、住民同士のコミュニケーションが希薄化して地域コミュニティが形成しにくくなっている地域があります。

このような中で、地域福祉や健康づくりを推進するためには、「地域で暮らす全ての人が福祉の担い手であり、受け手でもある」という考え方のもと、「自助・共助・公助」の役割分担を各々理解した上で、着実に対応することが必要です。

これは、市民一人一人が「自分の健康や身の安全は自分で守る」という考え方に基づき、自分の健康や生活を守るための活動を行った上で、隣人等とお互いに支え合い・助け合い、地域連携による地域全体の健康づくりや防災活動を行うことを基盤に、行政が実施主体となる地域福祉施策の中で、生活満足度の高いまちづくりをしていくも

のです。

そのためには、「あいさつ、声かけ運動」の実践や、高齢者や障がいのある人、子育て世代等に対する理解の推進、健康づくりに対する啓発活動等の『きっかけづくり』のほか、ボランティアの確保・育成、ボランティア活動の強化、こどもを含めたあらゆる世代に対する福祉教育など『ひとづくり』に対する取組が重要となります。

また、住民同士の人間的なつながりを広め、地域の課題などを話し合う機会や場を設けることや、地域で福祉活動を実施している団体間の情報交換を行うような、社会の変化を織り込んだネットワークの構築と存続が課題としてあります。

(3) バリアフリー社会の確立と地域の活性化

ノーマライゼーションの理念に基づき、「誰もが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせ、あらゆる分野の活動に参加できる」ような社会であることを市民の誰もが願っています。

そのためには、地域福祉サービスの充実と同時に、行政を始め生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。交通機関や建物、道路施設等のハード面のバリアフリー化について、福祉のまちづくり運動や都市整備の進捗に合わせて引き続き推進していかなければなりません。併せて、高齢者や障がいのある人等の要支援者に対する理解を深め、いつでもちょっとした介助や声掛けができるような、「心のバリアフリー」を進めるためのソフト面の取組も必要です。

また、災害や火災時の避難等に支援が必要となる方にとって、地域住民の協力・支援が重要であることから、防災面のバリアフリー化について大きな課題となっています。

さらに、支援を必要とする方が、地域のあらゆる分野の活動に参加でき、それぞれが福祉の受け手であると同時に担い手として活躍し、いきいきと自立して生活できるような地域活動が重要です。

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）

本計画は、「野田市における社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針」となり、「福祉の総合計画」と位置付けています。

そこで、福祉分野別の個別計画における施策を包括しつつ、地域に必要な福祉サービスのニーズに対応する施策を計画します。

(1) 社会福祉事業の計画的推進

野田市における分野別の計画では、高齢者福祉の「野田市シルバープラン」、障がい者福祉の「野田市障がい者基本計画・野田市障がい福祉計画」、児童福祉では「野田市エンゼルプラン」があり、それぞれに施策が存在します。

これまで指摘されてきた、行政の縦割り構造による弊害を解消し、複雑多岐に渡るサービスを、迅速かつ的確に提供することで、効率的な事業の推進に努めます。また、増加している複雑化、複合化した課題については、新たに創設された重層的支援体制整備事業を踏まえ、分野別の計画に属する関連施策を活用し、途絶えることのない支援による問題解決に臨みます。

(2) 住民活動と公的サービスの連携の確保

野田市の福祉活動は、各地において様々な地域団体が活動を展開しております。

【主な活動団体】

・地区社協、民生委員、自治会、消防団、いきいきクラブ、子ども会、女性会、ボランティア等

核家族化や地域社会のつながりが希薄化していく傾向から、地域の課題が複雑化していく中で、地域住民のますます多様化していく福祉サービスのニーズに対し、全て一括した施策では対応しきれないことから、行政が地域住民や民間事業者などと協力・連携体制を確立することが必要不可欠となっており、引き続き相互のノウハウや人材等の活用を図り、総合的効率的なサービス提供等を構築することが求められています。

(3) 行政改革の中で施策の充実を図る視点

市民サービスの更なる向上を図るために、限られた財源を可能な限り有効活用し、最小限で最大の効果を上げるため、更なる行政改革の必要があります。

市の責任ではありますが、行政自ら行わなくても民間活力を生かした方が経済的・効率的に有利な事業や、社会変化に適応した市民ニーズに対応することが望まれる事業等については、民間の積極的な活用や地域住民の相互扶助による地域福祉サービスをより優先的に推進していくものとします。

2 基本理念

～健康スポーツ文化都市～
市民と行政の協働・連携でつくる地域福祉を推進し、
「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指す

福祉サービスの受け手のみならず、その担い手やふだんの生活に福祉を意識していない方まで、全ての方々が福祉の受け手になる可能性があり、「誰もが地域に自信と誇りを持ち、誰もが協働・連携して福祉を進め、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築する」ため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、福祉と福祉に関連する様々な施策の充実を図っていく必要があります。

野田市の総合計画では、将来都市像を「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」から本市の方向性を表現した「生き生きと健やかに暮らせる都市」について、「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を目指すこととしています。

そのため、健康スポーツ文化都市の宣言に基づき、野田市総合計画「生き生きと健やかに暮らせる都市」における「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を実現するための基本理念を掲げます。理念達成のため、現行計画の基本目標、基本方針を本計画（第4次改訂版）においても継承し、これまでの施策を更に継続・発展していくものとします。

3 健康スポーツ文化都市宣言

(1) 健康スポーツ文化都市宣言とは

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

(2) 本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性

本計画では、これまでの基本理念、基本目標及び基本方針を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、地域福祉を推進していきます。

健康スポーツ文化都市宣言

令和5年4月1日

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。更に、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

第3章 基本目標等

1 基本目標

(基本目標1) 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

野田市は、全国の傾向と同様、少子高齢化や核家族化が進んでいますが、市民の間には、古くから隣近所との付き合いが残っている地域が多くあり、地区社協や自治会などによる地域活動、ボランティアやNPO法人などの活動が活発に行われています。

しかしながら、市全体を見渡した場合、地域社会のつながりの希薄化は進行していると言わざるを得ない状況です。

地域の課題に対し、住民が自主的に支え合い、助け合うためには、活動する環境が整っている必要があります。活動環境を充足させるためには、主体となる住民自身が自らの住まう地域を振り返り、地域福祉への関心を高め、積極的に関わっていくことが望まれます。

市は、住民の地域福祉へ積極的な関わりを求めるだけでなく、そのための「きっかけ」づくりをしていく必要があります。具体的には、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等の任意団体が自主的及び自発的な地域福祉の活動に取り組めるよう、必要な情報や知識の提供、また、活動拠点となる場や機会の確保を支援していきます。

全ての市民があらゆる活動に自主的に参加できるようにするには、地域ネットワークづくりが求められ、地域交流の場を多く設ける必要があります。

本市では、活動団体に関わる「人づくり」に重点を置いており、地域福祉を推進するためボランティア活動の役割が大きくクローズアップされ、誰もが福祉サービスの担い手として活動に参加することで生きがいとなって日常生活を営むことができるような施策を図っていきます。

(基本目標2) 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

現在の福祉サービスは、こどもから高齢者、障がいのある人に至る全ての人たちが必要とするサービスを自ら選択して受けることができるようになっております。

しかし、提供されるサービスが適切で、質の高いものとなるためには、サービスの利用者と提供者の関係が対等であり、サービスの内容がいずれかの価値観に偏ることは望ましくありません。

そのためには、福祉サービスにおける情報提供や活用体制を充実させることが重要であり、連携強化を主体とした行政改革を図り、福祉関係機関・団体等との連携を更に強化していくことで、地域の生活課題や福祉ニーズに対応し、総合的な福祉サービスの充実に向け継続的に努めていくものとします。

高齢者や障がいのある人に対する支援については、支援事業の一貫性や継続性が重要なことから、地域、保健、医療等と連携を図り対応を進めていきます。

サービス利用者のための権利を守るため、相談体制の充実や日常生活自立支援事業・

成年後見制度利用促進事業の周知については、近年、特殊詐欺などが横行する中、これまで以上に努めることで市民の安全を確保していきます。

(基本目標 3) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人を含め、全ての人々が安心して暮らせるまち・地域とするには、バリアフリーのまちづくりを進める必要があります。

バリアフリーに関しては施設等のハード面だけでなく、また、行政だけでなく福祉及び生活関連機関や地域住民の協力の下で、ソフト面である心のバリアフリーを築き上げることが必要です。

支援を必要とする人に対し、自然に声掛けや手助けができるような環境づくりのため、日常生活の中における意識高揚や準備が必要となってきます。

そのため、例えば「災害時要支援者」と呼ばれる災害時に支援が必要な方々と、地域における情報共有や防災訓練参加などを通して、安心のできる地域づくりへつなげるとともに、バリアフリー化の一助としても期待できることから、防災面からも早急に推進していくものとします。

これまでの施策にもありましたが、これまでの高齢者や障がいのある人が、福祉の受け手だけでなく、担い手として生きがいを持って生活できるような地域活動が、今後更に求められています。

(基本目標 4) 自殺対策の推進

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない野田市を目指します。

- (1) 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広く適切に図られることを旨として、実施します。
- (2) 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施します。
- (3) 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的視点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- (4) 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。

(5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策における有機的な連携を図り、総合的に実施します。

(基本目標5) 成年後見制度利用の促進

(1) 認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより、判断能力が十分でない人への権利擁護支援のため地域連携ネットワークの構築を図ります。

(2) 権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

(3) 法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備に努めます。

(4) 中核機関を設置し、地域連携ネットワークの運営を市が主体となって取り組みます。

(5) 相談機能の充実を図るため、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 成年後見制度に関する広報・啓発に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図っていきます。

(7) 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体等と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

2 基本方針について

(1) 地域福祉推進のための『きっかけづくり』

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する地域社会で、地域福祉ニーズに対応するためには、様々な分野がヨコの連携を図ることで各種の施策を充実させることが重要となっています。

市では、高齢者について精神的・社会的に自立して充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進しています（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画」（野田市シルバープラン）等）。こどもについては、子育て支援に対するサービスの充実を進めています（「野田市エンゼルプラン」（「野田市子ども・子育て支援事業計画」）等）。障がいのある人については、障がいのある人に対する理解を広めることで、共生社会の実現に努めています（「野田市障がい者基本計画」及び「野田市障がい福祉計画」等）。

このような中で、市民の抱える生活課題が地域課題として顕在化するに至り、その最終的な解決には、行政だけの取組では限界があり、地域や市民の理解と協力が重要かつ不可欠となっています。

市は、地域参加の「きっかけづくり」となる、様々な情報を市民に向けて継続して発信し、より幅広い市民に地域参加を働きかけるとともに活動の後押しをすることで、地域福祉の推進に努めます。

(2) 地域福祉推進のための『人づくり』

近年、全国的に頻発する災害において、ボランティアやNPO活動と共に、地域住民同士のつながりや、相互扶助の重要性が繰り返し指摘されています。

しかし、広く活躍が望まれる生産年齢層では、経済情勢の影響や共働き世帯の増加、子育てや介護など、地域活動に参加しにくい状況もあると考えられます。

高齢者や障がいのある人等を始め、地域住民が持つ生活課題は複雑かつ多岐にわたり、今後とも少子高齢化の進行やひとり親家庭等の拡大が想定されることから、ますます課題増加による福祉ニーズの必要性が高まると考えられます。

このような課題に対応するためには、これまで努めてきた市民全体への地域福祉に対する理解を高めていく活動が更に必要であり、専門的な知識や経験者のノウハウはもちろん、それ以外の方を含めた具体的な担い手を確保していくことが必要になります。

したがって、地域の方々を中心とした市民ボランティアの参画が大きな力となるとともに、参加した市民が様々な人や団体等と新たな連携を築き、支援のノウハウを学ぶことでこの経験を地域に反映し、支援の力として生かされることが期待されます。

このように、野田市では「地域で暮らす人全てが福祉の担い手であり、受け手である」という考え方のもと、専門知識やノウハウを持つ特別な人だけでなく、「自分にできることをできるだけやる」という気構えに意識を転換し、将来にわたる地域福祉の担い手を確保するため、あらゆる場面における「人づくり」を基盤づくりの一つとして位置付けます。

(3) 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』

行政や市民、各種団体等で取り組む地域福祉分野の活動は、地域で生活課題を抱える者の支援に大きな役割を果たしてきました。

しかし、主に行政の機構上類似した事業が別々に実施されるなど、対象者が限定されたことから真にサービスを必要としている方に行き届かないことがあります。

これまでも指摘がありましたが、それぞれ行政や地域での連携不足や情報共有の不足など、「ヨコのつながりが希薄」と言われることが原因だと考えられます。

行政と市民、地域住民同士が情報の共有化を図っていくため、新たに創設された重層的支援体制整備事業によるネットワークを地域福祉の推進の一つの柱と位置付け、過不足のない効率的なサービス提供等に努めていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活していく上での課題は、様々な分野で絡み合い複雑化しています。また、課題は、個人の課題である場合もあれば、世帯全体の課題である場合もあり、容易に類型化することができなくなってきました。

具体的には、中高年のひきこもりの子を後期高齢者の親が面倒を見るという 8050 問題や、介護と育児が同時期に発生するダブルケアの課題、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（ヤングケアラー）などが社会問題になっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、制度、分野ごとに整備されてきた公的支援についても複合的に支援していくことが必要になります。

また、地域住民や地域の多様な主体が支え手や受け手という関係を超えて「我が事」として参画し、人同士はもちろんのこと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法でも求められ、その後、「地域共生社会」の実現に向け、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法で「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

このような地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるなどの『包括的な支援体制の整備に係る事業』における体制の整備を進めていきます。

(5) 総合的・横断的なサービスの充実

現在、地域社会のニーズが多様化する中で、地域福祉においても「利用者本位のサービス」に対応する必要から、効果的かつ効率的に福祉サービスを提供するためには、従来の各分野の個別計画（児童福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画等）を質的・量的に拡充するだけでは限界があります。

一方、各分野の個別計画はそれぞれ密接な関係にあることから、個別にサービスを提供するより関連する複数のサービス事業を一括、一体的に提供する仕方が効果的及び

効率的な実施の検討ができると考えます。

このため、既存のサービスについて拡充・強化を図る場合、質的・量的及び専門性の向上だけでなく、他の分野との整合を今まで以上に留意する必要があります。また、複数の分野にまたがる施策については、対象者の個別ニーズの把握とともに需給バランスを考慮して効率的かつ効果的に施策が推進されるよう、「健康福祉センター」、「児童相談所」、その他の社会福祉施設等とも十分な連携を図りながら検討を進めていきます。

(6) 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

市民が求める地域福祉サービスを提供するには、市民のニーズを的確に把握するとともに、対象者である受け手の状況にも配慮した情報提供の仕方等、実施されるサービスについての情報をあらゆる手段を通して市民に提供することで、知って理解していただくことが重要です。

今後、様々な場面で寄せられる市民のニーズを、個人情報保護に配慮しながら、共有できる仕組みを構築するとともに、市民がまちづくり等の地域活動に参加しやすくなるための情報を積極的に提供していきます。

情報提供にあたっては、従来通り、分かりやすい内容とするとともに、受け手が容易に入手できるように配慮し、新たなニーズや状況の変化には、より効果的な提供の方法や時期、場所をふまえ迅速な対応に努めます。

(7) 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実

地域における福祉サービスは、社会情勢の変化と住民ニーズの多様化に対応すべく、これまで様々な法制度等が大幅に改正され、よりきめ細やかなサービスが多数提供されるようになりました。

しかし、そのサービスは実際に必要となったときに初めて自らのこととして制度等を認識することが大半であり、更なる相談窓口の充実を図るとともに身近で気軽に相談ができる総合的な体制が必要であることから整備を進めます。

(8) 生活困窮者の自立支援

全国的な経済社会の構造的な変化等により、既存の制度では十分な対応が難しい経済的困窮者及び生活保護受給者、また社会的孤立者や複合的な課題を抱える市民等の生活困窮に至る傾向が高い層に対し、生活保護に至る前の段階における支援を抜本的に強化するものとして、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月）が施行されました。

野田市では同法の趣旨を踏まえ、支援を必要とする世帯に対して、生活実態に応じて就労支援や家計改善支援を行うとともに、経済的に困窮する世帯に対しては生活保護法（昭和 25 年 5 月）による保護を適正に運用し、生活扶助のほか医療扶助、介護扶助を継続的に実施します。

(9) バリアフリー社会の確立

地域に暮らす全ての人にとって「いつまでも安心して暮らせるまち」を構築していくためには、「誰もが同じ目線で暮らす」ことが重要であり、そのためには行政を始め関

係機関及び関係者、地域住民が協力し、バリア（それぞれの人の障壁）の解消に努めていく必要があります。

野田市では、平成9年から「福祉のまちづくり運動」として、高齢者や障がいのある人等が実際に利用度の高い施設等をパトロールし、高齢者・障がいのある人の視点から、歩道の段差等を点検することで、応急処置的に問題解決を図るなど、即効性に重点を置いて対応してきました。

障がい者基本計画では、バリアフリー新法施行により、駅及び駅前広場、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

このようなハード面の取組に加え、高齢者や障がいのある人、妊産婦等の社会的弱者に対する意識改革を図り、心理的なバリア（障壁）を取り除くソフト面のバリアフリー化による共生社会が求められています。

また、防災面から、災害時に避難等の支援が必要な方（避難行動要支援者）に対し、「野田市避難行動要支援者支援計画」が策定されており、日常的な地域活動の情報活用や防災訓練等への積極的な参加を促すとともに、個人情報に配慮しつつ民生委員や福祉関係機関との連携の下、避難行動要支援者の対象者の情報登録（名簿等）を促進する等、防犯を含め暮らしの安全に対する取組から、福祉のまちづくり推進に努めます。

(10) 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

かつては、福祉は高齢者や障がいのある人、経済的困窮にある人など、特定の人を受けられるものと考えられがちでしたが、時代の流れのなかで、子育て、介護、こころの悩みなどの様々な生活上の問題を含め、誰もが人生の段階に応じて利用しうるものとして、その位置付けが変わってきました。

こうした中で、「福祉によるまちづくり」との考え方が生まれ、福祉の充実がまちの環境を充実させ、まちの環境の充実が市民生活の満足度を高め、市民生活の満足度の高まりが福祉活動の活性化につながり、福祉活動の活性化が福祉の更なる充実につながるといった好循環が、地域経済の活性化を伴う「人の流入」をもたらす社会全体が活性化すると考えられます。

野田市は、「地域に暮らす人全てが福祉の担い手であり受け手である」という考え方に立ち、地域の誰もがそれぞれできることを行うことで、地域福祉から社会全体が活性化に結び付くことを念頭に体制等のシステム構築を目指します。

(11) いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有すること

が重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる社会づくりの推進に努めます。

(12) 権利擁護支援のための『ネットワークづくり』（成年後見利用促進基本計画）

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成、親族後見人も含めた活動支援の在り方、判断能力に不安があり金銭管理が必要な人等への支援の在り方について、既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの構築を図る必要があります。

権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者等が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備するとともに、法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を図るため、中核機関を設置します。

相談機能の充実を図るため、関係機関の連携強化を図ります。

また、成年後見制度利用促進のため、広報・啓発活動に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図ります。

さらに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体や社会福祉協議会等の法人後見を行う法人と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

3 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

SDGs（エスディーゼズ）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されます。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育などいまだに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



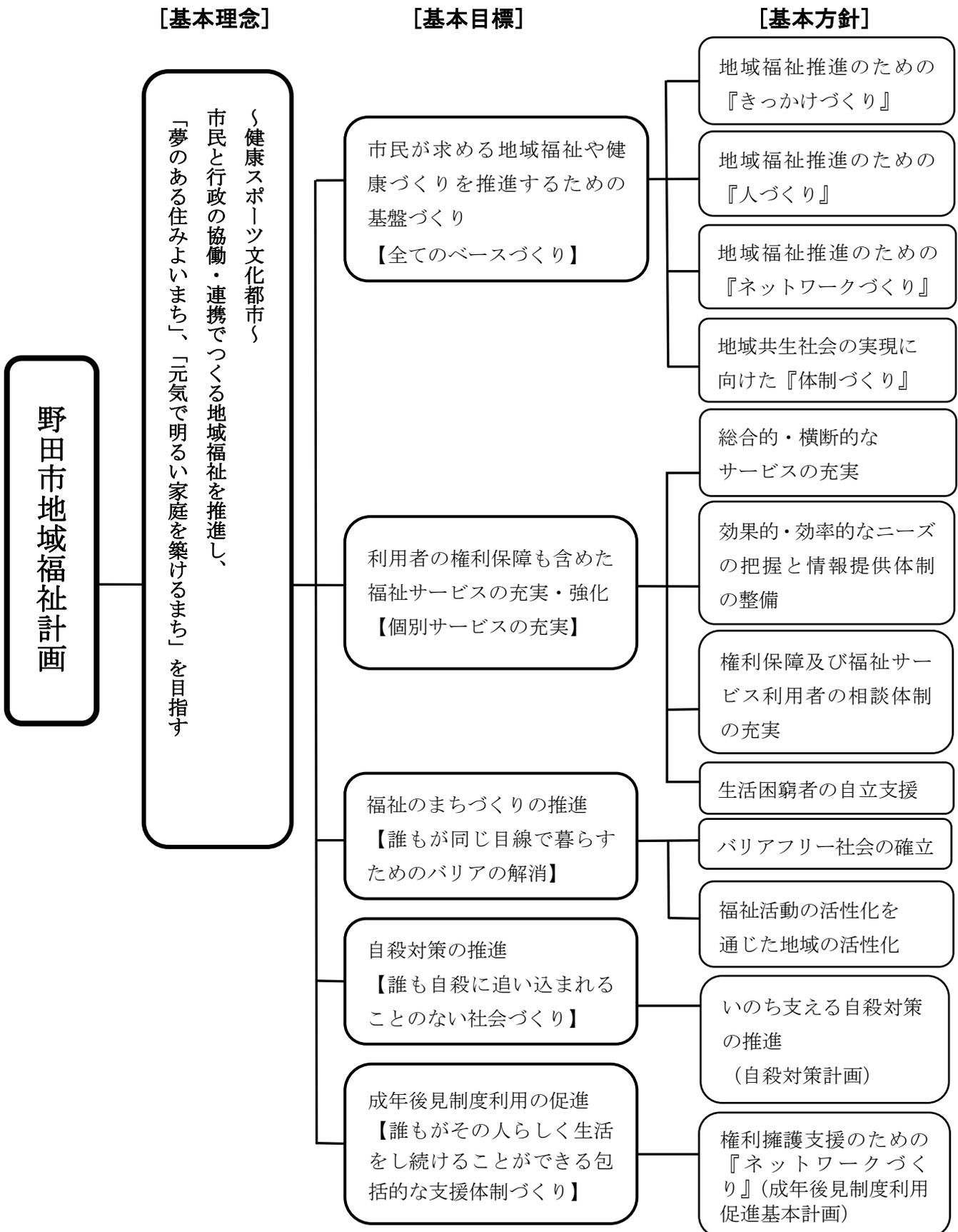
(2) 本計画とのつながり

本計画における基本方針	関連するSDGs17の目標
1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』	
2 保健福祉推進のための『人づくり』	
3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	
4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	
1 総合的・横断的なサービスの充実	
2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	
3 福祉サービス利用者の相談体制の充実	
4 生活困窮者の支援	
1 バリアフリー社会の確立	
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	
1 計画策定の趣旨等	
2 野田市における自殺の現状	
3 野田市の自殺対策における取組	
1 計画策定の趣旨等	

一覧表は PDF 差し替え
(画質改善) 予定

第4章 計画の体系

【野田市地域福祉計画】



【各基本目標における関連事業】

〔基本目標1〕 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【全てのベースづくり】

○基本方針

○関連事業

地域福祉推進のための『きっかけづくり』

- (1) あいさつ、声かけ運動の推進
- (2) 地区社会福祉協議会との協働
- (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討
- (4) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚 (シ)
- (5) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成 (シ)
- (6) 公共サービス従事者に対する障がいのある人への理解の促進 (障)
- (7) 食育の推進 (エ)

地域福祉推進のための『人づくり』

- (1) ボランティア情報の提供
- (2) ボランティアの育成
- (3) ボランティア活動の支援
- (4) 学校・地域における福祉教育の充実
- (5) 生きがい対策の充実 (シ)
- (6) ボランティア活動の推進 (シ)
- (7) 福祉教育等の推進 (障)
- (8) ボランティア活動に対する理解の促進と支援 (障)
- (9) 指導力の向上と研究の促進 (障)
- (10) 児童の健全育成 (エ)
- (11) 次代の親の育成 (エ)
- (12) 家庭や地域の教育力の向上 (エ)

地域福祉推進のための『ネットワークづくり』

- (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化
- (2) 地域の触れ合いの場づくり
- (3) 地域自治組織についての検討
- (4) 行政職員の地域活動への参加
- (5) 地域ケアシステムの確立 (シ)
- (6) コミュニティ活動の促進 (シ)
- (7) コミュニケーション支援体制の充実 (障)
- (8) 子育て支援ネットワークづくり (エ)
- (9) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (エ)

地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

- (1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
- (4) 重層的支援体制整備事業の推進
- (5) 再犯防止の推進

〔関連事業の凡例〕
(障) 障がい者計画
(エ) エンゼルプラン
(子ども関連の計画)
(シ) シルバープラン
(高齢者・介護関連の計画)

〔基本目標２〕 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化
【個別サービスの充実】

○基本方針

○関連事業

総合的・横断的な
サービスの充実

- (1) 高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討
- (2) 地域での孤独・孤立への対策の推進
- (3) こどもの健全育成に係る施策の総合的推進
- (4) 住宅サービスの適切な提供
- (5) 施設サービスの適切な提供
- (6) 認知症高齢者に係る施策の推進（シ）
- (7) 家族介護等への対応（シ）
- (8) 介護保険制度の円滑な対応（シ）
- (9) 地域密着型サービスの適切な提供（シ）
- (10) 健康増進活動の促進（シ）
- (11) 疾病予防の促進（シ）
- (12) 介護予防の促進（シ）
- (13) 安心できる医療供給体制の構築（シ）
- (14) 利用者本位の生活支援体制の整備（障）
- (15) 住宅サービス等の充実（障）
- (16) 施設サービスの再構築（障）
- (17) スポーツ・文化芸術活動の振興（障）
- (18) 福祉用具の利用支援（障）
- (19) サービスの質の向上（障）
- (20) 専門職の育成・確保（障）
- (21) 専門機関の機能の充実と多様化（障）
- (22) 総合的な支援施策の推進（障）
- (23) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進（障）
- (24) 障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実（障）
- (25) 精神保健、医療施策の推進（障）
- (26) 母子家庭等の自立支援の推進（エ）
- (27) 保育サービスの充実（エ）
- (28) こどもや母親の健康の確保（エ）
- (29) 思春期保健対策の充実（エ）
- (30) 小児医療の充実（エ）
- (31) 良質な住宅の確保（エ）
- (32) 良好な居住環境の確保（エ）
- (33) 安全・安心まちづくりの推進等（エ）
- (34) こどもを取り巻く有害環境対策の推進（エ）
- (35) こどもの交通安全を確保するための活動の推進（エ）
- (36) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（エ）
- (37) 被害に遭ったこどもの保護の推進（エ）
- (38) 児童虐待防止対策の充実（エ）
- (39) 立入検査や一時保護の充実、重大事例の検証における県との連携等（エ）
- (40) 障がい児施策の推進（エ）
- (41) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（エ）
- (42) 仕事と子育ての両立（エ）

効果的・効率的な
ニーズの把握と
情報提供体制の整備

- (1) 効果的・効率的なニーズの把握
- (2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる
情報提供体制の充実・強化
- (3) 啓発、広報活動の推進（障）
- (4) 情報バリアフリー化の推進（障）
- (5) 社会参加を支援する情報通信システムの普及（障）
- (6) 情報提供の充実（障）
- (7) 発生予防、早期発見・早期対応等（エ）

権利保障及び福祉サ
ービス利用者の相談
体制の充実

- (1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業
の普及啓発
- (2) 苦情解決処理システムの利用促進
- (3) 地域包括支援センターの活用
- (4) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進（シ）
- (5) 認知症高齢者に係る施策の推進（シ）
- (6) 相談支援体制の充実（障）

生活困窮者の自立支
援

- (1) 日常生活の支援
- (2) 自立に向けた支援
- (3) 学習支援事業
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

〔基本目標3〕福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

○基本方針

○関連事業

バリアフリー社会の
確立

- (1) ハード面のバリアフリー化
- (2) ソフト面のバリアフリー化
 - ① 心のバリアフリーの推進
 - ② 障がいのある人等に対する防災面でのバリアフリー
- (3) 高齢者の生活の安全確保（シ）
- (4) 高齢者に配慮したまちづくりの推進（シ）
- (5) 住宅、建造物のバリアフリー化の推進（シ）
- (6) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の促進（障）
- (7) 安全な交通の確保（障）
- (8) 防災、防犯対策の推進（障）
- (9) 施設のバリアフリー化の促進（障）
- (10) 安全な道路交通環境の整備（障）
- (11) 安心して外出できる環境の整備（障）

福祉活動の活性化を
通じた地域の活性化

- (1) 市内事業所への働きかけ
- (2) 就労対策の充実（シ）
- (3) 民間活動等との連携（障）
- (4) 経済的自立の支援（障）
- (5) 社会的及び職業的自立の促進（障）
- (6) 障がいのある人の雇用の場の拡大（障）
- (7) 地域における子育て支援サービスの充実（エ）

〔基本目標4〕 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

○基本方針

いのち支える自殺対策の
推進

○関連事業

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (2) 生きることの促進要因への支援

〔基本目標5〕 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

○基本方針

権利擁護支援のための
『ネットワークづくり』

○関連事業

- (1) 地域連携ネットワークの構築
- (2) 中核機関の設置及び担うべき機能

第5章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築

本計画を実施して実現させるためには、達成度を評価することと、一定期間において計画を見直す必要があります。

野田市地域福祉計画審議会は、設置条例において計画の見直しや実施に関して必要な調査及び審議を行うことが所掌事務とされていることから、計画の進行管理と評価について、同審議会の活用を基本として進めていきます。

2 庁内関係部局との連携

計画の推進に当たっては、関係部局との協力・連携に努めつつ、対応していきます。

3 役割分担と連携

本計画を推進するには、市を始め社会福祉協議会及び福祉関係事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに市民一人一人が努力するとともに、協力し合うことが大切です。

（1）市の役割

市は福祉サービス利用者のニーズを把握するとともに、公的サービスの一層の充実を図り、地域福祉活動に関わり、また関わろうとする団体や市民に対し、適切な情報提供を行い、地域福祉に対する意識の醸成など、福祉を取り巻く環境づくりを支援します。

（2）福祉関係者の役割

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会・地区社会福祉協議会は、地域の課題や福祉ニーズの把握に努め、市民やボランティア団体などと連携し、福祉活動事業の推進に努めます。

また、福祉関係事業者については、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、業種を超えた連携等を含めたサービスの拡充に努めます。

（3）市民の役割

市民は、地域の人とのコミュニケーションを積極的にとり、地域活動や各種の行事・イベントへ自主的に参加し、地域の連携を図ります。

さらに、福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手でもあることを理解認識し、あらゆる活動に参加することが重要です。

II 各論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための 基盤づくり 【全てのベースづくり】

1 地域福祉推進のための『きっかけづくり』

(1) あいさつ、声かけ運動の推進

地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」ですが、最初のちょっとした勇気やきっかけがないと、難しいのも「あいさつ」です。地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。

また、青少年の健全育成、防犯などの安全確保、高齢者の方々を狙った振り込め詐欺等の特殊犯罪の抑止、防止や、一人暮らしの見守りを進めるためにも家庭、職場、地域など、あらゆるところで「あいさつ」や「声かけ」が日常的に、また継続的に行われる環境づくりが求められています。

そのため、挨拶や声掛けのきっかけとなるように「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開するため、これまで、市庁舎での懸垂幕の掲出、会議等の場を活用した、「あいさつ、声かけ運動」の趣旨説明や、市職員にも率先して「あいさつ」を行うよう周知してまいりました。また、あおいそら運動推進委員会や自治会において、のぼり旗を作成するなどして「あいさつ、声かけ運動」を実施してきました。

今後とも、特に入学式や入社式が行われる毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、地道かつ着実に広げるため、継続的な活動として進めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会との協働

本計画は地域福祉に関し、本市の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としています。

計画の基本的な理念や目標を広く市民全体で共有し、一丸となって地域福祉を進めるための「きっかけづくり」として、計画の周知広報活動は大きな意義を有すると考えられます。

また、古くから町村合併や編入を重ねた野田市の市域は広く、都市化に伴う宅地造成の変遷なども踏まえ、地区ごとに異なる特性を考慮する必要があります。

このようなことから、各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図り、地域福祉の更なる充実を目指します。

(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討

市の情報提供は、市報、各種ガイドブック、ホームページ等により行っておりますが、限られたスペースの中に多数の情報を詰め込み、専門用語を使用して作成することから分かりにくい場合があります。

また、各種事業名において専門的・画一的なものになりやすく、市民の興味を引きに

くい場合も考えられます。

そのため、市民誰もが読みやすく理解できるよう、市報やパンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、イラストの活用など、改善してまいりました。

今後も、市からの情報発信が様々な活動のきっかけとなり、事業の実施や行事等に興味や参加意欲が起こるよう工夫してまいります。

2 地域福祉推進のための『人づくり』

(1) ボランティア情報の提供

ボランティア活動は多様であり、「いつ」「どこで」「どんな活動を」「どのように行うのか」があいまいでは、なかなか最初の一步を踏み出すことができません。

ボランティアに関心のある方が、情報不足が原因で参加機会を逸することのないよう、情報提供を行い、ボランティアに参加しやすい環境をつくること、そして維持することが重要です。

そこで、野田市ボランティアセンター（社会福祉協議会）発行の「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し掲示するとともに、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア情報の提供及び周知を行ってきました。

また、野田市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設において広報活動（相談・あっせんを含む。）を行いました。

このような活動を更に活発化させることで、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) ボランティアの育成

ボランティアは活動の内容により様々な知識が必要とされます。予め知識を持って活動に臨むことで、活動はより円滑で充実したものとなり、そこから得られる達成感は次の活動へとつながることが期待されます。

社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談、あっせんを行うとともに、ボランティア育成のための講座を開催しています。また、「ボランティア通信」の発行やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動について対外的に情報発信することで、ボランティアへのより一層の理解が深まるよう努めています。

(3) ボランティア活動の支援

市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。

今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。

また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

(4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）

福祉教育の推進について、学校教育の分野における重点目標に位置付け継続的に取り組んでいます。

地域の福祉活動を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域と連携し福祉活動や交流活動に取り組み、各種行事や交流の場におけるボランティア活動に児童・生徒が主体的に参加できるような機会づくりが重要です。

これまで、市内小中学校及び県立高校では、千葉県社会福祉協議会から福祉教育推進校として指定を受け、地区社会福祉協議会と連携し、3年間で1サイクルとして、福祉教育の充実を目標に取り組んできました。

また、市内各小中学校においては、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がいのある人との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組むほか、関宿総合公園体育館において、障がいのある人とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることで、地域福祉の推進に寄与することを目的に、「おひさまといっしょに」に参加しました。

今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努め、福祉教育を積極的に推進します。

3 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』

(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化

地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。

しかし、各団体が一堂に会し話合いや情報交換を行う機会が少なく、連携や情報の共有が課題となります。

また、少子高齢化の影響により、個別の福祉関係団体の活動自体に支障が出る傾向が強まっており、団体自体の維持発展が求められるようになってきています。

このような状況において、地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されており、各種の事業活動を通じ協力・連携が機能していることから、社会福祉協議会を通じて地区社協の活動を支援しています。

(2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）

都市化や核家族化の進展は全国的な傾向となっていますが、本市においても同様なことから、希薄化する人間関係に対して、地域からは誰もが気軽に立ち寄ることができ、同じ立場や世代の異なる人など住民同士が交流できる場所や機会の確保が求められてきました。

そこで、地区社協では「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、更なる機会の確保に努めてまいります。

また、障がいがある人もない人も共に参加する「おひさまといっしょに」、「障がい

者釣大会」、「サンスマイル」等の行事を支援し、障がいのある人との交流機会の創出に努めており、その他、保育所では高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて交流を図っていることから、今後とも継続的な実施を推進します。

触れ合いの場としては、地域の身近にある既存の社会資源を有効に活用し、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流を深めることができるような場所を地域の実情に即した形で作り出すことが重要です。

そのため、触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。

(3) 地域自治組織についての検討

地域福祉活動は、地区社協を一つの単位として活動されています。

より一層の地域福祉の推進を図るには、行政と住民が相互に連携し、自治会、地区社協等と連携し、防犯・防災対策等を充実させる仕組みを検討することが重要です。

そのため、地域の潜在力を発揮する仕組みの充実としては、防犯組合の各支部においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。

引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。

(4) 行政職員の地域活動への参加

市職員も、地域に戻れば一市民であることに変わりありません。そのため、積極的に地域活動へ参加することで、地域の情報共有や適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど、有意義であることが考えられます。

また、地域活動がより活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから、計画の周知を進める中で職員に対する地域活動への積極的な参加を継続的に要請していきます。

4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

社会福祉法第106条の3では、市町村は、地域住民や支援機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。

そのために実施する施策として、同条第1項第1号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO法人等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。

(2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

次に、社会福祉法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備します。

(3) 多機関の協働による支援体制の構築

さらに、社会福祉法第106条の3第1項第3号では、「生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策」と規定されています。

具体的には、住民に身近な圏域にある相談機関単独では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、さまざまな分野の支援機関（多機関）が協働して支援にあたる体制を整備します。

(4) 重層的支援体制整備事業の推進

上記(1)～(3)に掲げた地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業を実施します。

① 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

本市においても、国の目指す地域共生社会の実現に向けて、令和3～5年度の3か年度において重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、6年度より重層的支援体制整備事業を実施しています。

移行準備事業の3か年度を総括すると、国の制度が縦割りの状況で、本事業を実現することは限界があり、困難であることがわかりました。まずは、国の示す理想の姿に近づくためには、各分野の支援制度を担当する部局間における連携が重要であること。また、各支援機関が円滑に連携するためには、その調整役である多機関協働事業者が担う役割を明確にすることが重要であると言えます。

② 事業内容及び実施体制

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて「重層的な」支援を整備するため、「対象者の属性を問わない支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として実施する制度です。

また、これらの支援を効果的かつ円滑に実施するため、この3つの柱に「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を加えた、5つの事業が相互に連携し重なり合うことで、誰一人として取り残すことのない体制で取り

組もうとするものです。

国においては、地域共生社会を実現するためとして上記を内容とする重層的支援体制整備事業を規定しております。①のとおり、現在の国の制度では早期の実現は困難といえますが、理想の姿に近づくために、まずは各分野における既存の窓口の活用を基本としつつ、分野ごとの連携と情報共有を図ってまいります。

包括的相談支援体制について、庁内会議を定期的を開催するなど、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努めます。

多機関協働事業について、現実的に実施可能な業務や役割を整理し、支援機関間の役割分担を明確化した上で、事業が効果的に運営できるよう、できることを確実に実施していきます。

地域づくり事業及び参加支援事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討します。

重層的支援体制整備事業一覧

社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項		事業名	担当課	
第 1 号	イ	包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	高齢者支援課
	ロ		障がい者相談支援事業	障がい者支援課
	ハ		利用者支援事業	子ども家庭総合支援課 保健センター
	ニ		自立相談支援事業	生活支援課
第 2 号	参加支援事業		生活支援課	
第 3 号	イ	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢者支援課
	ハ		地域活動支援センター事業	障がい者支援課
	ニ		地域子育て支援拠点事業	児童家庭課 子ども保育課
	柱書		生活困窮者のための地域づくり事業	生活支援課
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		生活支援課	
第 5 号	多機関協働事業		生活支援課	
第 6 号	支援プラン			

③ 支援会議・重層的支援会議

社会福祉法第 106 条の 6 では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、必要な支援体制に関する検討を行うために支援会議を組織することができる」と規定されています。この会議は行政機関や支援機関により構成され、守秘義務を課されたうえで地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料や情報を共有し、支援方針の検討や緊急性のある事案への対応を実施するものです。

また、支援を要する本人から同意を得られたケースについては、各支援機関が 1 つのチームとなって支援できるよう、支援方針の共有や役割分担を行う重層的支援会議を開催することができます。

これまでも、分野ごとで開催していた会議体において、支援を必要とする方について各関係機関が課題を共有し、支援内容について協議をするなど連携を図ってきたところであることから、まずはこれら既存の会議の強化を図ってまいります。その上で、各機関相互の連携が強化された時点において、必要に応じて支援会議や重層的支援会議の設置を検討いたします。

(5) 再犯防止の推進

再犯の防止等の推進に関する法律第4条において、再犯の防止等の施策を実施する責務が地方公共団体にあることが規定され、第8条第1項では、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定める努力義務が規定されています。これらを踏まえて、犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことなく、立ち直り、再び社会に参加できるよう、関係機関・支援団体等と連携し、明るく生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

具体的には、市が保護司や更生保護女性会等の支援団体等と連携し、支援団体等が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関・支援団体等が実施する再犯防止の取組について、社会を明るくする運動や広報等を通じて広く市民に周知・啓発してまいります。

また、犯罪や非行をした人は、住居や就労といった生活基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があることから、生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業等を実施することで、犯罪や非行の防止に努めます。

再犯防止に関連する取組・事業

No	取組・事業名	事業内容
1	“社会を明るくする運動”	“社会を明るくする運動”野田地区推進委員会を中心とした啓発活動
2	支援団体の活動支援	保護司面接会場の提供、更生保護女性会会議会場の提供、広報活動の協力等
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者を対象とした包括的な支援
4	就労準備支援事業	一般就労への移行が困難な生活困窮者を対象とした、一般就労に従事する準備としての基礎能力を形成するための支援
5	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	生活の基盤となる住まいの確保の支援

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化 【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実

(1) 高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討

高齢者世帯、障がいのある人の世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅情報の提供や支援制度の利用を促進していきます。

現在、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成17年8月1日施行）」を実施しており、ひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯、障がいのある人の世帯、犯罪や非行からの立ち直りを目指す人の世帯を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社を活用した入居保証を行っています。

それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。

今後、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう宅建協会等に働き掛けを行うとともに、事業の周知・広報に努めていきます。

また、福祉サービスの地域ネットワークによる見守り、緊急時の対応等による「居住の継続」についても支援する方策を検討します。

(2) 地域での孤独・孤立への対策の推進

加齢、病気、障がい、子育て、ひとり親、ダブルケア、老老介護、生活困窮、ヤングケアラー、DV、性的マイノリティなど、人は実に様々な事情から孤独・孤立に至ることがあります。進学や卒業、就職や転退職、引っ越しといったライフイベントが一因となることもあります。

孤独・孤立は全国的にも大きな社会問題となっており、本市でも、地域から孤立した生活者は多く存在すると考えられ、一個人の孤独に寄り添い、社会的な孤立を解消する必要性が高まっています。

人と人との「つながり」は、時に負担にも感じられるものですが、孤独・孤立の問題解決として有効であり、また、安心して暮らせるまちづくりの観点からも重要です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられよう、人と人との「つながり」を、それぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指します。

そのため、地域の要となる自治会、民生委員・児童委員、地区社協、各団体等の協力を得て、孤立している人が地域の輪につながるよう支援します。

また、見守り体制を推進する取組のひとつとして、民間事業者等と地域住民の異変情報提供に関する協定を交わしています。民間事業者等は、日常の業務において地域住民に何らかの異変を察知した場合、速やかに野田市に連絡し、連絡を受けた野田市は、民

生委員・児童委員に連絡します。野田市と民生委員・児童委員は、速やかに状況を確認し、支援等が必要と判断された場合には、関係機関と協議して必要な支援を行うものとしています（ただし、緊急性があるときは、速やかに警察署、消防署に連絡します）。この取組は、地域における日常生活のさりげない見守りにより適切な支援へつなげるとともに、孤立死防止対策としての機能も果たしています。

（3）こどもの健全育成に係る施策の総合的推進

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが健やかに成長し、心身の状況、環境等にかかわらず、その権利が守られ、こども施策を総合的に推進することとされました。市においても、妊娠・出産期から、ライフステージに応じて、切れ目なくこどもとその家庭を支援することで、こどもの健全育成を図ります。

妊産婦全員の情報を把握し、母子保健、子育て支援、発達支援など、ライフステージを通じて切れ目なく相談に応じることで妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、適切な支援につなげていきます。また、妊娠期からの支援により、子育て期の児童虐待のリスク軽減も図っていきます。

児童虐待は複雑化、深刻化するとともに、増加傾向にあり、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携により、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の支援を行っています。関係機関との連携及び役割分担の明確化を図るために策定した野田市児童虐待防止対応マニュアル児童相談所編及び学校編、保育所・幼稚園・学童保育所編、母子保健編、警察編に基づき対応するとともに、令和6年1月1日に施行した「野田市虐待防止条例」に基づき、児童に限らず高齢者や障がいのある人を含めたあらゆる虐待防止に取り組んでいます。

児童虐待防止の啓発活動としては、市職員、関係機関を対象者とする児童虐待やDVに関する研修を行うとともに、児童虐待防止推進月間の11月には、市内小中学校の児童、生徒のポスター展や、公用車、民間事業所の車両に児童虐待防止のステッカーを装着しています。また、各地区民生委員児童委員協議会の毎月の定例会に出席し情報共有を図るなど、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図る啓発活動を継続してまいります。

こどもの健全育成を推進するためには、家庭・学校・地域や関係団体等、その他あらゆる組織との連携協力により、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく体制が大切です。

そのため、地域全体の理解と共通認識を形成する必要があり、地道な活動の積み重ねが求められることから、「あいさつ、声かけ運動」を展開していく中でも地区社協や自治会などの地域団体と連携して、特に子どもたちへの対応を積極的に取り組んでいきます。

不登校、いじめ、友人関係など、こどもの悩みや不安に対する相談体制の充実にも直接的な関係者だけでなく、実情に即しながら包括的な対応に努めます。

また、地域ぐるみによるこどもの健全育成に必要な、地域ごとにこどもを巻き込んだ事業の実施や、交流の場所（居場所）の確保を推進するため、地区社協や自治会、関係団体等の地域連携を基に整備検討が進められるよう支援に努めます。

2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

(1) 効果的・効率的なニーズの把握

基幹相談支援センター、障がい者虐待防止センター、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等の相談窓口や、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の会議体に寄せられる、公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の中で、包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで情報を共有化できる体制を整備します。

また、地域で活動する個人や団体との交流の中で、表面化しづらい「声なきニーズ」の把握に努めます。

① 障がいのある人の相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図ることにより、効果的・効率的なニーズの把握を図ります。

② 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

障がいのある人への支援体制の整備を図り、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関との連絡調整を目的として、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。

協議会の中に、就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・権利擁護部会・医療的ケア児者支援部会・地域生活拠点等運営会議を設置し、地域のニーズの把握に取り組みます。

③ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人に対する虐待について、虐待防止条例や障がい者虐待対応マニュアルに基づき、通報等の受付、事実確認、支援方針の決定などの対応を行うとともに、虐待の防止に取り組みます。

(2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化

① 市のホームページのウェブアクセシビリティ向上

市のホームページについては、情報収集及び内容を把握考慮し、常時最新の行政情報の提供及び検索や情報の入手がしやすくなるよう、コンテンツの充実を図っております。福祉情報の充実を進めるとともに、全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に取り組みます。

② 転入者への担当民生委員の紹介

本市への転入者に対し、「くらしの便利帳」や「ごみの出し方・資源の出し方」等を配布し市の行政情報を提供していますが、地域の細かな情報や困りごとへの対応を

図ることが求められていました。

特に障がいのある人や、小さいこどものいる家庭における支援希望の転入者に対し、相談者として民生委員（児童委員）を紹介しています。

地域の相談役である民生委員（児童委員）については、個人情報保護に配慮しつつ周知していくものとします。

③ 意思疎通支援の充実

令和2年度に制定した野田市手話言語条例、令和3年度に制定した野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、意思疎通支援の充実のための取組を推進します。

3 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実

(1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業の普及啓発

高齢社会や知的、精神の障がいのある人への福祉の観点から、判断能力が低下し自己決定が困難な人の権利や財産を守るとともに自立した社会生活を支援することが必要であり、その対応目的として「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度利用促進事業」等があることから、周知広報活動が求められてきました。

現在は、中央地域包括支援センター、東地域包括支援センター、南第1地域包括支援センター、北地域包括支援センター、関宿地域包括支援センターを設置し、高齢者の成年後見制度等の相談対応に努めています。

野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。

心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。

今後は、制度や事業の周知を更に進めていきます。

(2) 苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）

福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対して、これまで野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見やすい場所に苦情解決システムの周知用チラシを掲示するなど、苦情解決に努めてきました。

また、社会福祉協議会に福祉サービス苦情相談員として、社会福祉協議会が提供する福祉サービスの苦情に対する受付窓口を設置するとともに、案内チラシを配布し制度の周知、利用促進を図っています。

(3) 地域包括支援センターの活用

地域における総合的な介護予防システムの確立を目指すために、市内を四つの日常

生活圏域に分けて、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、要支援者を対象に、介護予防ケアマネジメントの実施、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などのケアマネジャー支援を行っており、今後とも継続した支援を行ってまいります。

4 生活困窮者の自立支援

(1) 日常生活の支援

生活困窮者への支援として、野田市における相対的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握することが必要であり、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努めることが重要です。

野田市では、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成 17 年 8 月 1 日施行）」を実施しており、主に生活困窮につながる様々な状況の世帯を対象に、自ら賃貸住宅を探すことが困難な方に対する民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しております。また、離職による生活困窮者等の住宅に対して、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。

今後は、生活に困窮する世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた既存の支援を継続するとともに、生活困窮者への様々な面における適正な支援について、必要な施策とともに支援体制の強化を図っていくものとします。

また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるように、関係機関の連携を強化し、継続的に実施してまいります。

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者自立支援法の必須事業である自立相談支援事業により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組んできましたが、令和元年度からは、複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労準備支援事業、家計改善支援事業を加えて3つの事業を一体的に行っております。

経済的な問題のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康、犯罪や非行からの立ち直りなど様々な問題を抱えた方を幅広く対象とし、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携、同行支援等を行うことにより、課題が複雑化、深刻化する前に寄り添い型の支援を実施し、相談者の自立促進を図っています。今後も、支援対象者の掘り起こしと、就労や家計の見直しなど自立に向けた支援を行ってまいります。

(3) 学習支援事業

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。その

後、対象者を経済的な理由のみならず全中学生に拡大するとともに、30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として実施しています。

今後も、引き続き実施していきます。

(4) 生活困窮者支援等のための地域づくり

地域における繋がりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

地域の実情を把握し、地域住民主体の活動を活性化させるため、地域で実施されている個別の活動や人を把握して住民に身近な圏域を中心に「人と人」「人と居場所」をつなぎ合わせるなど、地域住民の活動支援や情報発信を行います。また、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場として「居場所」を整備します。

その他、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行うなど、地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業及び地域共生社会の実現に資する取組を実施します。

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立

(1) ハード面のバリアフリー化

野田市の「福祉のまちづくり運動」は、高齢者や障がいのある人の利用頻度の高い道路のバリアフリー整備について、福祉の予算として確保した上でできることから対応していく市独自の事業活動として、平成9年度を「福祉のまちづくり元年」として位置付け、高齢者、障がいのある人、警察、市職員等で構成したパトロール隊による「福祉のまちづくりパトロール」として、拠点区域（公共施設）を中心とする半径500メートル圏内を対象に実施しました。

また、25年度からは対象を、拠点区域を中心とする半径1,000メートル圏内に拡大して実施し、30年度末までに利用頻度の高い路線は完了しました。

令和元年度からは、公共施設や商業施設を中心に、再度、半径500メートル圏内を対象に実施し、3年度からは、道路等のバリアフリー化に限らず、高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた、公共施設のバリアフリー化を進めています。

公共施設においては、施設内部の様々な障壁を取り除く必要があることから、施設管理者の事業者等に対し、施設内のバリアフリー化について必要な措置を講じる責務を規定した「千葉県福祉のまちづくり条例」を周知するとともに、市及び事業者等の関係機関で組織する「福祉のまちづくり運動推進協議会」の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリアフリー化に取り組んでいます。

(2) ソフト面のバリアフリー

① 心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりを進めることは、ノーマライゼーション社会の実現につながる重要な事業活動です。物理的（ハード面）な障壁への対応は改善されつつありますが、心理的障壁を除去（心のバリアフリー）するためには、誰もが「他者の抱える様々な生きづらさ」について理解し、思いやりの心を持つことが何よりも重要だと考えられます。

誰も生きていれば歳をとり高齢者となります。日々の生活の中で病気や事故により障がいの状態となるかもしれません。思いがけず経済的に困窮するかもしれません。社会的に孤立するかもしれません。もしかしたら、自分が置かれている窮状に気づいていない人がいるかもしれません。生きづらさを抱えているのは、家族や友人、仕事の仲間、隣家の住人かもしれません。

誰もが手助けを必要とする側となる可能性があるとの理解を得ることで、地域福祉が「他人事（ひとごと）」ではなく「我が事（わがこと）」と捉えられること、そして、何らかの手助けを必要とする方でも、残存能力を活かし日々の生活をより良く過ごす

ことができる、地域で生活していけるという「気づき」を得ることは、大きな意味を持つと言えます。

本市は、これまで福祉のまちづくりフェスティバル（市民ふれあいハートまつりと同時開催）において、当事者団体による活動報告、発表などを行い、啓発に努めています。

また、当事者団体、支援者団体等による地域における自発的な活動に対して補助金を交付し、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図っています。

② 高齢者や障がいのある人等に対する防災面でのバリアフリー

（野田市避難行動要支援者支援計画等）

本市では、これまで高齢者や障がいのある人等を災害時要援護者として位置付け、地域において災害時要援護者の把握や、支援体制づくりを進めていくため、自治会等への説明を継続的に行い、合意形成を図ることで災害時要援護者台帳の作成を進めてきました。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで、避難支援団体等への名簿情報の事前提供が可能とされたことから、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項について地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援計画を策定しました。

令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。災害の発生時等に自力での避難が難しいと思われる高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿への登載に同意された方については、平常時用の名簿に登載し、平常時の声かけや見守り等に活用してもらうため、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会等の代表者）へ提供し、個別避難計画の作成に協力いただいています。また、同意のなかった方については、災害が発生した時などに提供する災害時用の名簿に登載しています。

避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。

その他、「障がい者のための防災ハンドブック」を作成し、障がい者団体を通じ配布するとともに、障がい者手帳交付時に窓口において配布をしています。

2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

(1) 市内事業所への働きかけ

市内の事業所や店舗へ働きかけ、地域における福祉活動への協力を得ることで、事業所の従業員や店舗の利用客など、より幅広い市民へ、地域福祉を伝えることができると考えられます。

事業所や店舗による協力は、画一的なものとはせず、その規模や特性をふまえた、より有効な手法や協力内容を検討します。

なお、野田市では、千葉県福祉のまちづくり条例をふまえ、大規模店舗の建設や宅地開発などにおいて、事前協議を行い、バリアフリー等への配慮について働きかけを行っています。

第4章 自殺対策の推進（自殺対策計画）

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等

（1）計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後23年間で14年間連続して3万人を超える状態が続きました。このような状況の下、我が国の自殺対策は、18年6月に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は先進諸国よりも高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することになりました。

本市では、令和2年に策定した野田市地域福祉計画【第3次改訂版】で自殺対策計画を掲げ、様々な自殺対策に取り組んできましたが、前計画の計画期間が終了することから、国、県等の動向を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり」を目指して、自殺対策計画を改訂します。

（2）計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

（3）計画の期間

本市の地域福祉計画の策定に合わせ、令和7（2025）年から令和11（2029）年度までの5年間とします。

（4）計画の数値目標

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、前大綱の目標値である令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを、引き続き目標と定めています。

こうした国の方針を踏まえ、本市の目標値について、平成 27 (2015) 年の年間の自殺死亡率 19.2 を、引き続き令和 8 (2026) 年までに約 13.4、令和 11 (2029) 年までに約 11.7 まで減少させることとします。

なお、目標が達成された場合は、本計画の見直し期間にかかわらず、その在り方も含め目標を見直すものとします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値		
○自殺死亡率		
平成 27 (2015) 年	令和 8 (2026) 年	令和 11 年 (2029) 年
19.2 (30 人)	⇒ 約 13.4 (21 人)	⇒ 約 11.7 (19 人)

2 野田市における自殺の現状

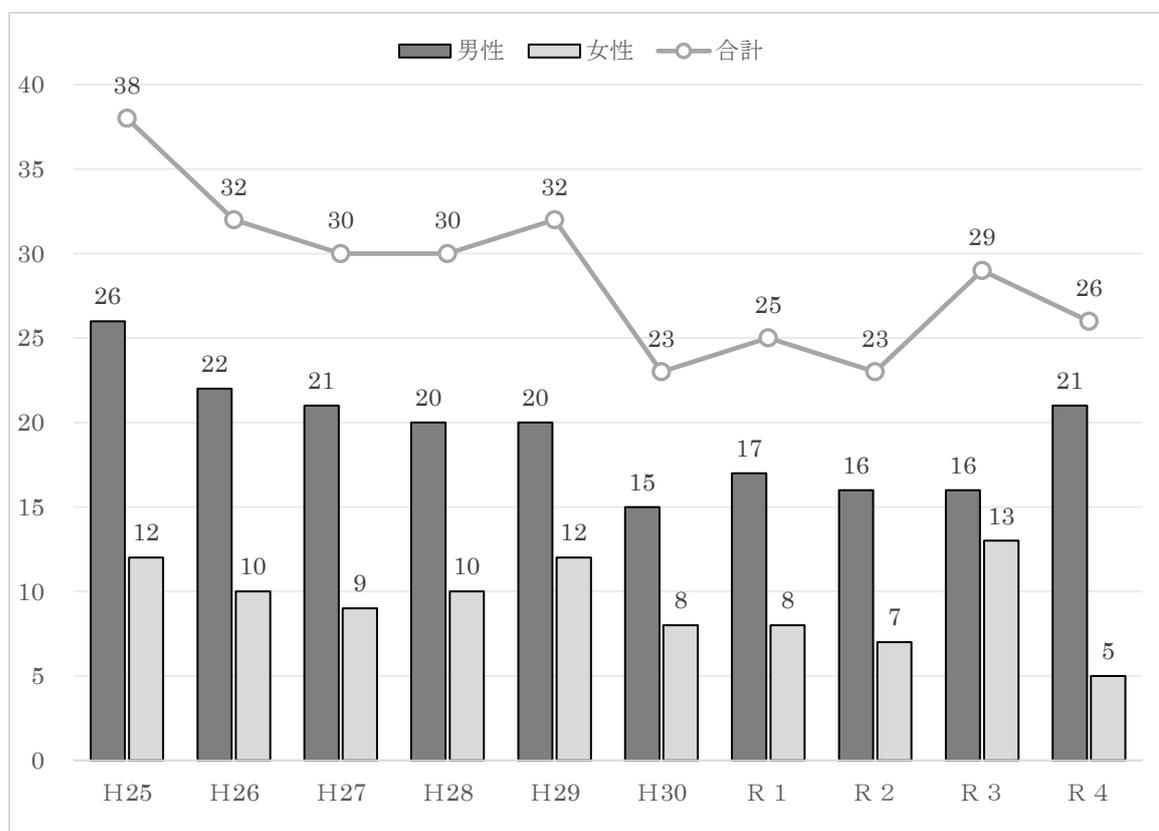
(1) 自殺者数の推移

令和 4 年までの過去 10 年間では、野田市の自殺者数は、平成 25 年の 38 人から緩やかに減少し、平成 30 年 23 人と大幅に減少した後は増減を繰り返し微増傾向で推移しています。性別では、男性の自殺者数は、女性の約 2 倍となっています。

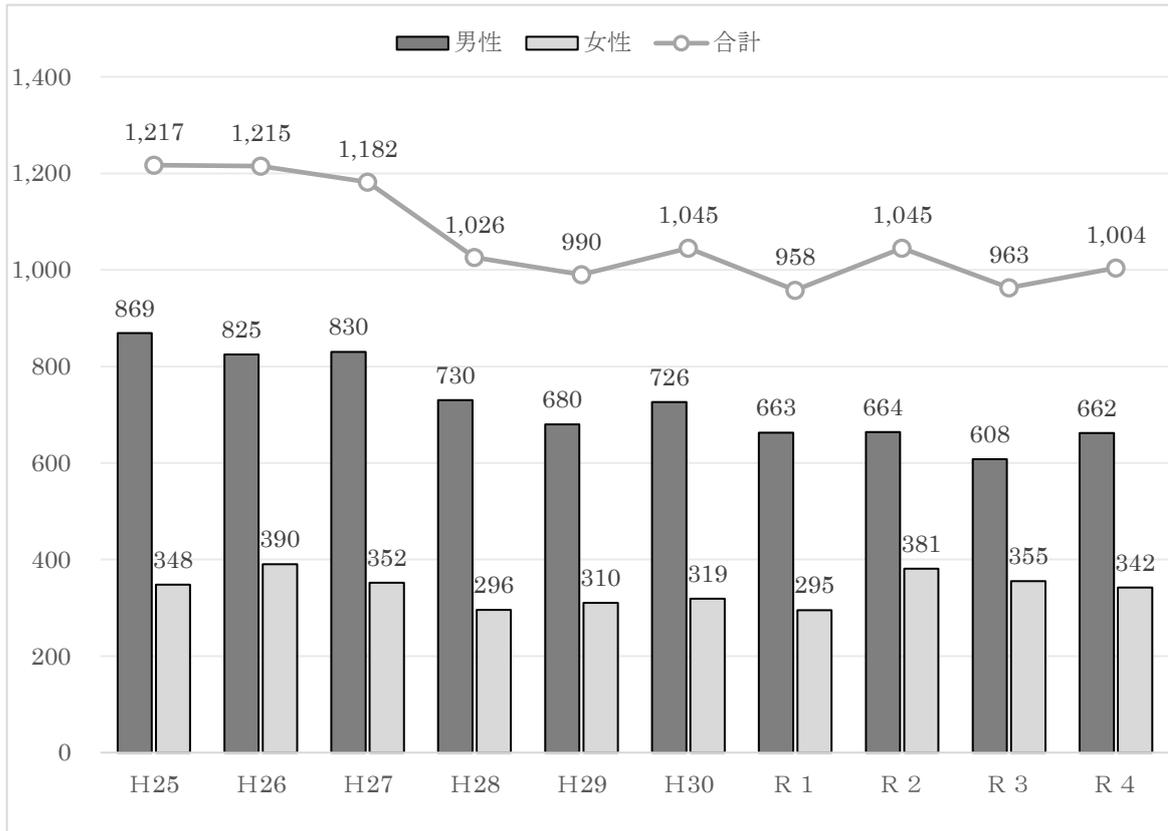
千葉県の自殺者数は、平成 25 年から平成 29 年まで緩やかに減少し、その後は増減を繰り返し 1,000 人前後で推移しています。

全国の自殺者数は、平成 25 年の 27,283 人から減少し、令和元年に 2 万人を下回り、その後は微増で推移しています。

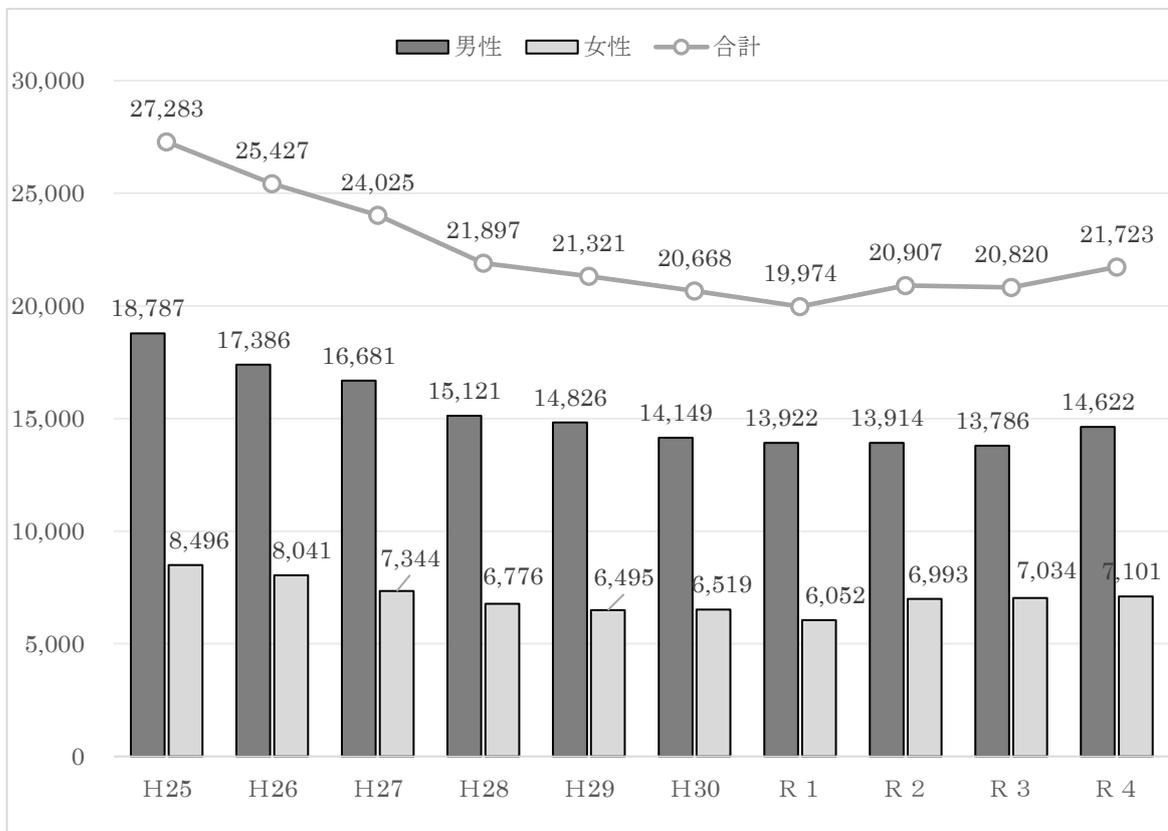
① 野田市 (H25 年～R 4 年)



② 千葉県 (H25年～R4年)



③ 全国 (H25年～R4年)

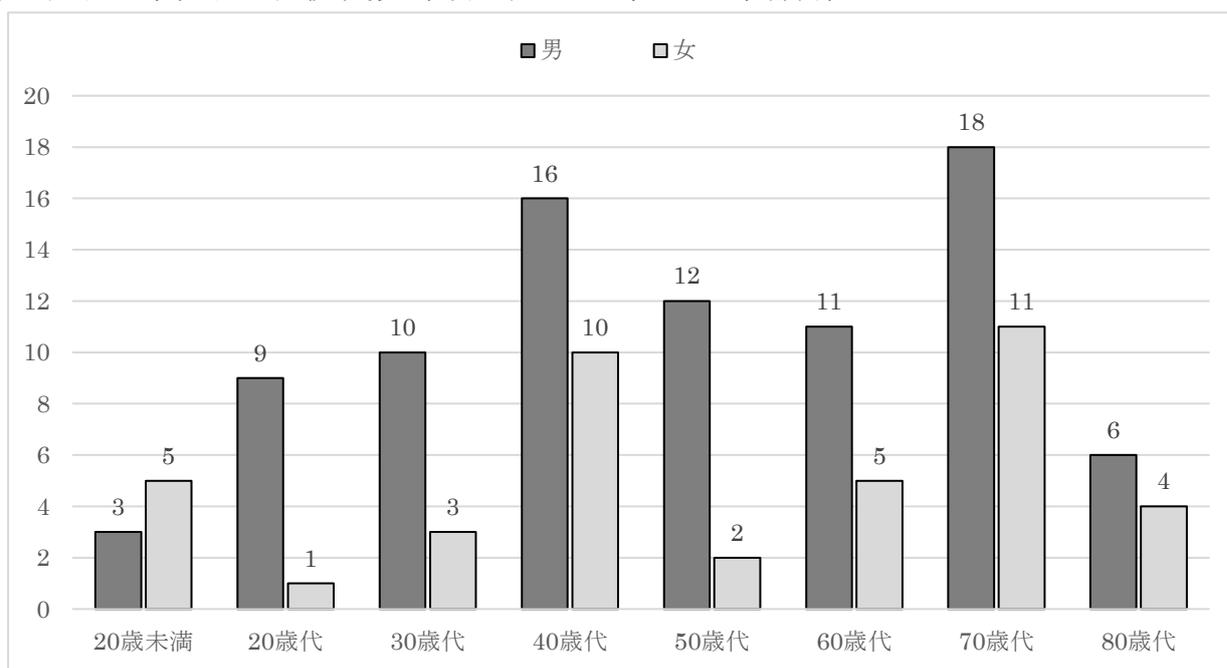


(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較

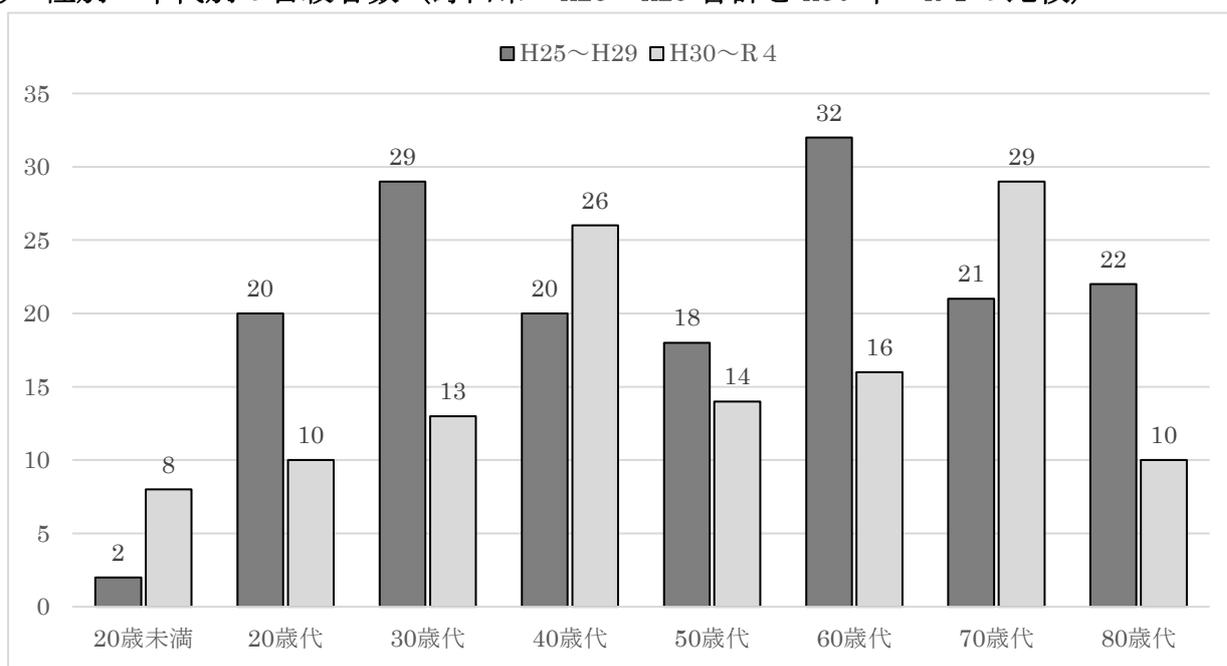
性別・年代別の自殺者数（平成30年から令和4年合計）を見ると、男性では70歳代、40歳代、50歳代の順で多く、女性では、70歳代、40歳代が多い状況です。また、平成25年から29年の合計と平成30年から令和4年の合計の比較を見ると、20歳未満、40歳代、70歳代が増加し、他の年代は減少しています。

野田市の自殺死亡率を全国・千葉県と比較すると、全国・千葉県よりも高い水準で推移していましたが、平成30年以降の平均値を比較すると、野田市16.3は、千葉県15.9より高いが、全国16.4とほぼ同じ水準となっています。

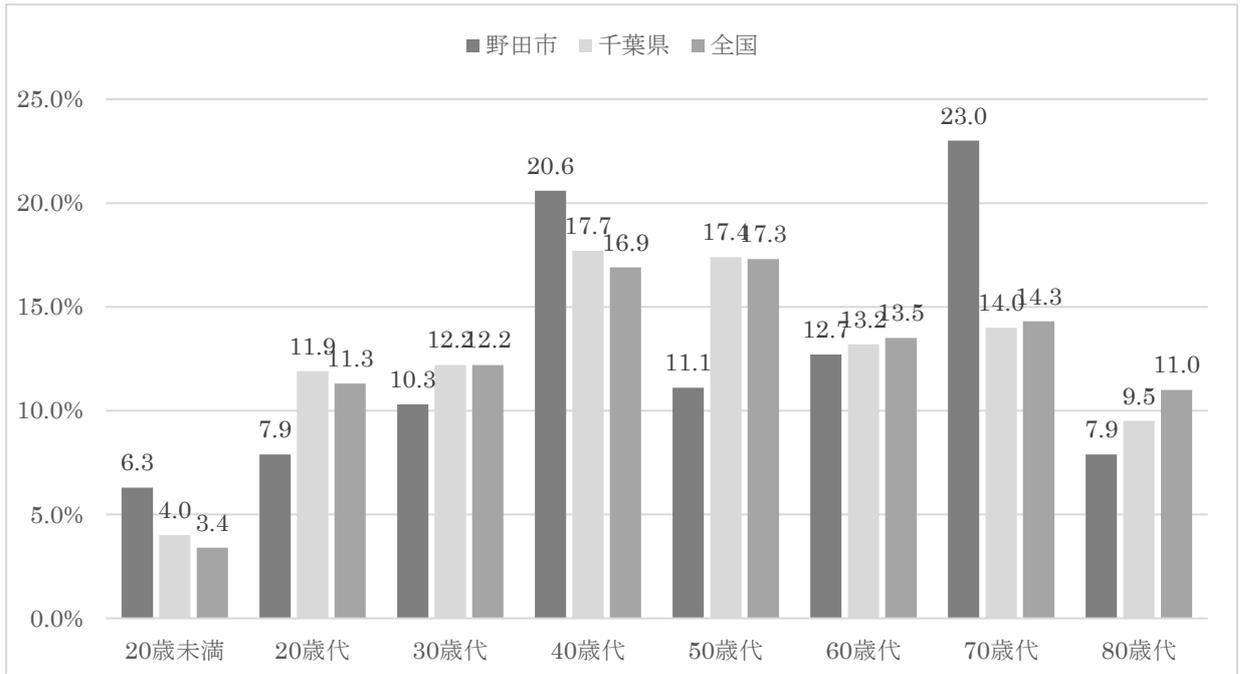
① 性別・年代別の自殺者数（野田市 H30年～R4年合計）



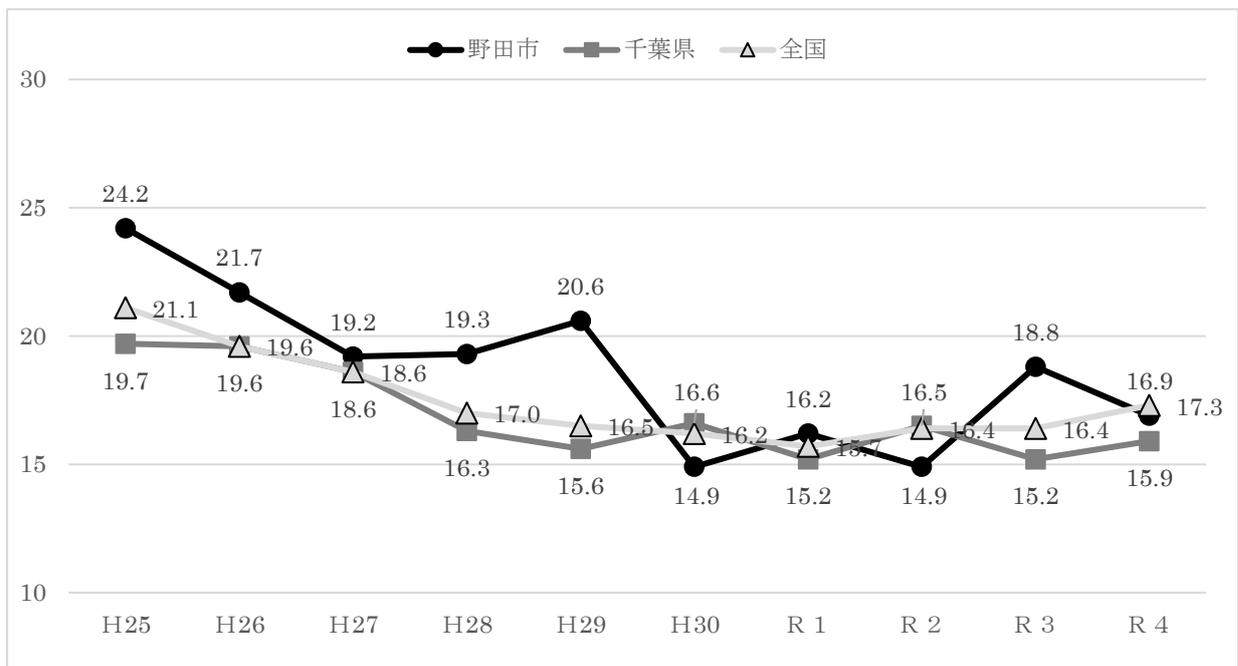
② 性別・年代別の自殺者数（野田市 H25～H29合計とH30年～R4の比較）



③ 年代別の自殺者割合（H30年～R4年合計）



④ 自殺死亡率の全国・千葉県との比較



(3) 支援が優先されるべき対象群

① 野田市の主な自殺の特徴

平成30年から令和4年までの合計の自殺者数は、男性60歳以上無職同居が21人（16.7%）と最も多く、次いで、男性40～59歳有職同居が13人（10.3%）、女性60歳以上無職同居が12人（9.5%）の順になっています。

背景にある主な自殺の危機経路として、うつ状態を経由する傾向にあります。

いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル2023」では高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関する取り組みが推奨されています。

野田市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H30年からR4年までの合計））

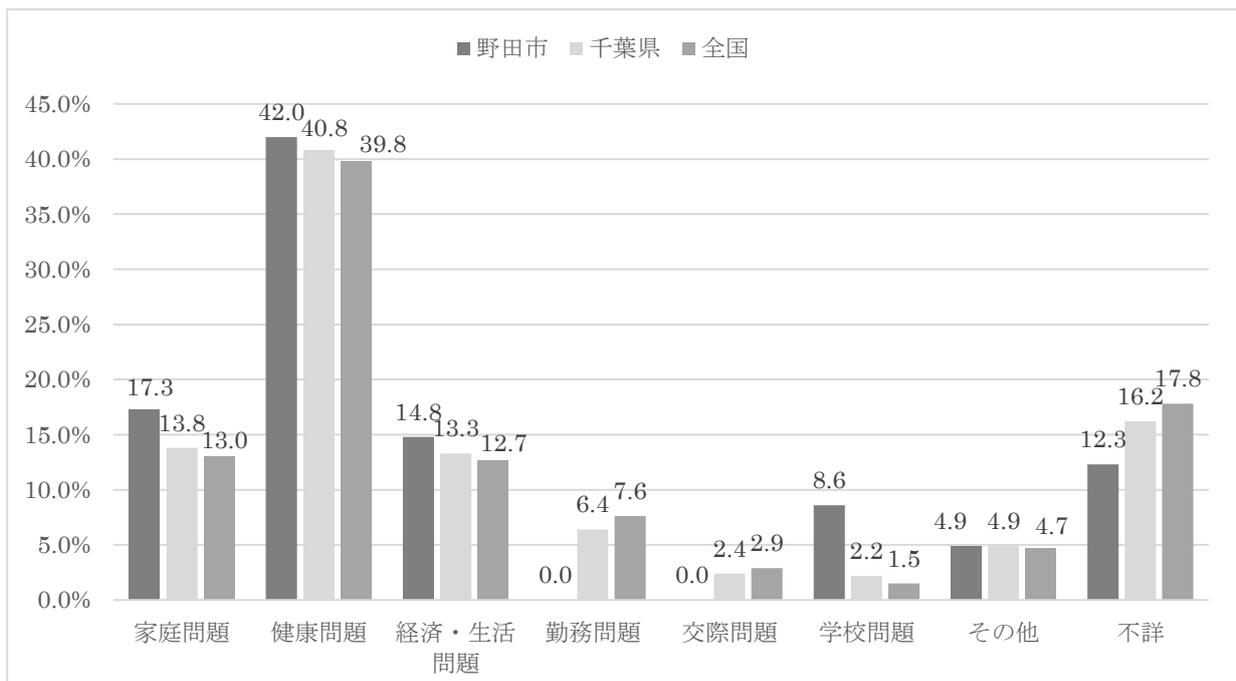
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	21	16.7%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職独居	13	10.3%	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	12	9.5%	うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性 40～59歳有職同居	11	8.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳無職同居	9	7.1%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

- ※ 順位は自殺者数の多さに基づく。
- ※ 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- ※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。
- ※ 上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものを記載した。

② 原因・動機別自殺者割合【複数回答】（H30年～R4年合計）

本市の原因・動機別自殺者割合は、健康問題 42.0%、家庭問題 17.3%、経済・生活問題 14.8%の順に割合が高く、全国及び千葉県と同様となっています。



3 野田市の自殺対策における取組

野田市の自殺の実態を分析した結果や、国から提供された「野田市の自殺の特徴」を踏まえ、生きる支援の取組として以下の4つの基本施策と3つの重点施策を推進します。

(1) 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

① 地域におけるネットワークの強化

生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報共有を推進します。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、高齢、障がい、こども等の各種事業又は重層的支援体制整備事業として、情報共有するなど、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整備します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、広く市民に働きかけることで、地域の担い手・支え手となる人材を育成していきます。

① ゲートキーパーの育成

ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことで、特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。

健康面の問題や経済的な困窮、進学や就労の場での困難、社会的マイノリティなど、様々な問題を抱えて悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することで、命の門番となります。

1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、地域で行動していただくことで、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう育成に努めます。

基本施策3 市民への啓発と周知

相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。そのため、市民との様々な接点を生かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には広報媒体や

公共施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

① リーフレット等の作成と配布

納税や保険料の支払、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

② 地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布し、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、支援者から各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。

③ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知

9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。

④ 高齢者や障がいのある人向け啓発資料への情報掲載

高齢者や障がいのある人向けしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る取組を進めます。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。

② 適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。

③ 子育て世帯に対する支援

保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。

④ 児童家庭に対する支援

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機

関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

⑤ 支援者への支援

- ・ **介護者への支援**：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。
- ・ **市職員への支援**：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。
- ・ **教職員への支援**：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。

(2) 重点施策

本市では、平成30年から令和4年までの5年間で、126人（男性85人、女性41人）が自殺で亡くなっています。そのうち55人は60歳以上で、高齢者が全体の43.7%を占めています。全国及び千葉県では40代、50代の割合が最も高く、本市でも40代、50代が40人で全体の31.7%と高齢者に次ぐ高い割合を占めています。

原因・動機別では健康問題、家庭問題、経済・生活問題の割合が高く、全国及び千葉県と同様となっています。

いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル2023」では、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関する取り組みが推奨されています。

子どもについては、平成25年から29年までの5年間で、平成30年から令和4年までの5年間で比較すると、自殺者数が増加しており、全国及び千葉県でも増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、重点施策については、「高齢者」の自殺対策を重点的に推進することとします。また、「生活困窮者」、「子ども」についても高齢者に次ぐ重点施策として自殺対策を推進していきます。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域でのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあります。さらに、団塊世代の高齢化が進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側が共に疲弊してしまい、最悪の場合は共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的な支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があ

ります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援先へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその家族が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。引き続き、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めていきます。

① 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

② 支援者への「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人がゲートキーパーとして、日々の交わりの中で自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐことができるよう、情報を提供します。

③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

④ 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流の場を確保し、情報交換を行ったりすることにより、介護者の負担軽減を図ります。

重点施策 2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

本市における、過去5年間（平成30年から令和4年まで）の自殺者126人のうち、22人が経済・生活問題を原因・動機としています。

自殺の危険性が高い方には、既に生活困窮状態にある方だけでなく、将来的に生活困窮に至る可能性のある方もいること、また、生活困窮状態と他の要因が絡み合うことで、自殺の危険性が高まることが考えられます。

こうした状況を踏まえて厚生労働省は、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。本通知においては、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を展開することが重要」とし、そうした取り組みの実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」とされております。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連携に向けては、国を挙げての取組が進められており、本市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っています。

① 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

重点施策3 こども・若者向け自殺対策の推進

本市における、過去5年間（平成30年から令和4年まで）の20歳未満の自殺者数は、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっていますが、自殺者数は増加しています。

以前より、本市は、こども・若者向けの対策を重点施策の一つとして位置付けております。それは、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えられるからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、こどもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条第3項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育または啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、「こども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の一つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、こどもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、こどもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性がうたわれ、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱でも、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることになっています。さらに、令和5年6月2日に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。

このように、こども・若者に対する自殺対策は、現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれ

ることのない社会を作っていく上で極めて重要な取組です。そのため本市では、こども・若者に対する自殺対策を市の重点施策の一つに加え、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

① こども・若者向けの相談支援の推進

こども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。

(3) 生きる支援の関連施策

No	事業名	「生きる支援」事業内容	担当課
1 地域におけるネットワークの強化			
1	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成の機会となり得る。	市民生活課
2	市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げて活動している市民活動団体を支援することで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民生活課
3	地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者支援課
4	高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者支援課
5	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	生活支援課

6	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	子ども家庭総合支援課
7	障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	障がい者支援課
8	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	障がい者支援課
9	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市、保健所、医療機関、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所などが協働して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。	障がい者支援課
2 自殺対策を支える人材の育成			
10	ゲートキーパーの育成	誰もがゲートキーパーとして活躍し、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、ゲートキーパーの普及と促進に努める。	生活支援課
11	ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	生活支援課
12	青少年育成団体	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年育成団体に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	生涯学習課
13	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	児童家庭課
14	ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担え	児童家庭課

		るようになることから、会員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。	
3 市民への啓発と周知			
15	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生活支援課
16	図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	興風図書館
17	老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
18	中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
19	関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
20	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	市民生活課
21	人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
22	男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
23	育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	学校教育課
24	教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	学校教育課
25	青少年対策事務	青少年育成団体の会議等において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	生涯学習課

26	青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	生涯学習課
27	ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	障がい者支援課
4 生きることの促進要因への支援			
28	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	総務課
29	認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	高齢者支援課
30	えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
31	認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
32	敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
33	避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
34	福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会をすることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	高齢者支援課
35	家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	高齢者支援課

36	はいかい 徘徊高齢者家族 支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	高齢者支援課
37	訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
38	合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
39	体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
40	配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
41	ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
42	緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
43	介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
44	養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
45	複合老人ホーム 野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
46	岩木小学校老人 デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関	高齢者支援課

		係機関と連携し、支援を行う。	
47	いきいきクラブ 連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいを促進し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
48	介護相談員派遣事業	介護相談員の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
49	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
50	子ども相談	妊娠期から未就学(発達相談は18歳まで)の親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター 子どもの発達相談室
51	野田市乳児家庭 全戸訪問事業(新生児・妊産婦、低 体重児訪問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
52	各種健診(乳幼児)	乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
53	健康相談	健康に関する様々な相談に応じ自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談を通じて、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、啓発を図る。	保健センター
54	市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	収税課
55	市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが	営繕課

		<p>少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。</p>	
56	消費生活相談	<p>消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	市民生活課
57	避難所の運営	<p>避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要がある、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	防災安全課
58	人権相談	<p>人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	人権・男女共同参画推進課
59	女性のための相談	<p>女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	人権・男女共同参画推進課
60	男性のための電話相談	<p>職員の傾聴を中心とした相談、男性の様々な問題の相談に応じており、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	人権・男女共同参画推進課
61	DV相談	<p>配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。</p>	子ども家庭総合支援課
62	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	<p>就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。</p>	学校教育課
63	育英資金に関する事務	<p>支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。</p>	学校教育課

64	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	学校教育課
65	学校職員安全衛生管理事業	安全衛生推進者と衛生担当者が学校職員（支援者）の悩みや相談等に対応するなど心の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	学校教育課
66	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックを実施し、児童生徒を支援する学校職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	学校教育課
67	給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と対応する場合には、家庭状況に関する聞き取りを行い、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
68	教育・いじめ相談 (対象：小中学校の児童生徒)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い児童生徒がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	指導課
69	教育・いじめ相談 (対象：青少年)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談において、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	生涯学習課
70	つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
71	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
72	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
73	子ども館事業	子ども館を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

74	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	児童家庭課
75	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
76	養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
77	ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
78	母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
79	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
80	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
81	母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と	児童家庭課

		必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	
82	児童家庭相談事業 (家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
83	児童家庭相談事業 (児童虐待防止対策)	こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
84	児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
85	子育て短期支援事業(ショートステイ)	こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
86	育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	子ども家庭総合支援課
87	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	生活支援課
88	民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気付き、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	生活支援課
89	地域生活支援拠点事業	地域生活支援拠点において、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。	障がい者支援課
90	障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がいのある人差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	障がい者支援課
91	障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自	障がい者支援課

		殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	
92	障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。	障がい者支援課
93	障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がいのある当事者による相談業務を実施する。	障がい者支援課
94	市職員への支援	健康相談やメンタルヘルス講習会の機会を提供し、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導を実施する。	人事課
5 児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育			
95	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまうこどももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	指導課
96	いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方に関する教育を実施する。	指導課

第5章 成年後見制度利用の促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる 包括的な支援体制づくり】

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人のため、財産や預貯金の管理や、介護などのサービス利用や施設への入所などの契約行為を本人に代わり、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）が行うことによって、本人の権利擁護を図る制度です。

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等により、今後も認知症高齢者や知的障がいその他の精神上の障がいのある人への支援の重要性が高まっていくと考えられます。

国は成年後見制度の利用が十分に進んでいないとして、平成28年4月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」（以下「法」といいます。）を公布し、同年5月から施行しました。さらに、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が定められ、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が定められました。市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 計画の位置付け

市は、本計画内で、成年後見制度の利用促進について示し、これをもって「成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けるものとします。

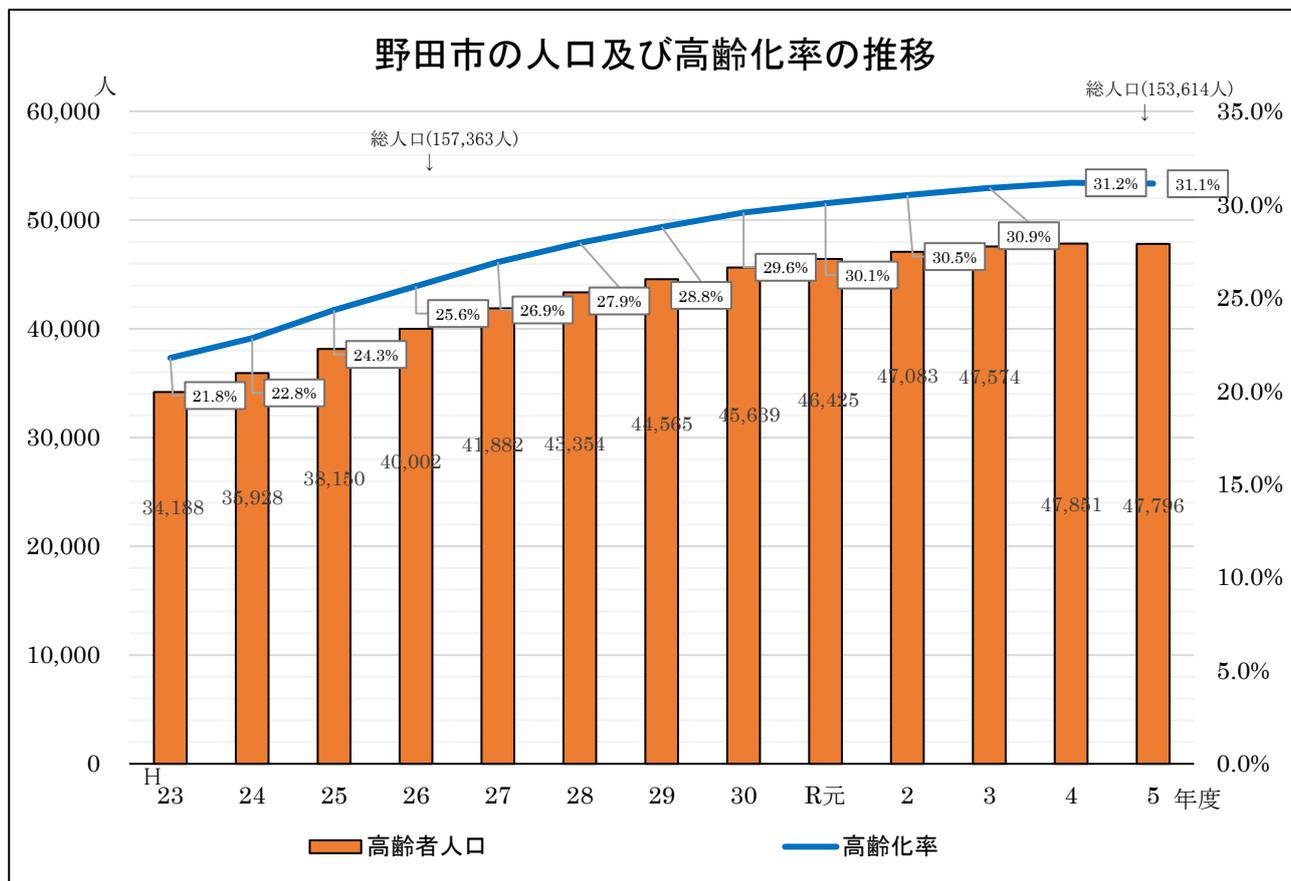
また、野田市シルバープラン、野田市障がい者基本計画において具体的な施策について定め、取り組んでいきます。

2 現状と課題

(1) 本市の高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成24年4月1日の157,363人から減少傾向となり、令和5年4月1日現在、153,614人となっています。

一方高齢者人口は、35,928人から47,796人と年々増加しており、高齢化率は31.1%と全国平均より2ポイント以上高くなっています。



資料：住民基本台帳 ※各年4月1日現在

(2) 要支援・要介護の認定者数

令和4年度と令和5年度を比較すると、要支援1、要支援2の認定者の伸びは、2～5%の減となっており、要介護1及び要介護3及び要介護4の認定者の伸びは6～10%程度の増となっています。要介護2 要介護5はほぼ横ばいとなっており、全体的には2.8%の増となっています。

(人)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度
要支援1	1,056	1,058	1,083	1,028
要支援2	1,508	1,479	1,562	1,524

小計(a)	2,564	2,537	2,645	2,552
要介護1	1,400	1,540	1,652	1,833
要介護2	1,549	1,536	1,488	1,481
要介護3	1,199	1,265	1,305	1,400
要介護4	897	947	1,018	1,087
要介護5	589	548	577	576
小計(b)	5,634	5,836	6,040	6,377
合計(a+b)	8,198	8,373	8,685	8,929

(3) 認知症高齢者の状況

各年度3月31日現在の介護保険認定者のうち、直近の主治医意見書の日常生活自立度から認知症高齢者を集計しました。

全体的には、令和2年度と令和5年度を比較すると、認知症高齢者は増加傾向にあります。

(人)

内 訳	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症高齢者数	4,120	4,441	4,557	4,698

(4) 知的障がいその他の精神上的の障がいのある人の状況

高齢化社会の進行及び障がいを正しく認識し、身近なものとして捉えるという障がいに対する社会全体の認識の高まりによって、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。令和2年度と令和5年度を比較すると、療育手帳所持者数は9.1%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は28.2%の増となっています。

◆療育手帳所持者数

(人)

程 度		2年度	3年度	4年度	5年度
18歳以上	重度	436	447	459	451
	中度	324	331	349	360
	軽度	341	356	380	411
	小計(a)	1,101	1,134	1,188	1,222

18 歳 未 満	重度	97	103	104	100
	中度	81	80	86	80
	軽度	214	219	226	227
	小計(b)	392	402	416	407
合 計(a+b)		1,493	1,536	1,604	1,629

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

程 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
1 級	243	245	249	251
2 級	786	863	987	1,005
3 級	359	403	544	523
合 計	1,388	1,511	1,780	1,779

(5) 成年後見制度の取組状況

① 本市の取組

判断能力が不十分で、親族からの成年後見申立て（後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求）が見込めない方について、市長が代わって申立てを行います。申立て費用は市が負担し、成年後見人等の報酬を被成年後見人等が支払うことが困難と認められるときは、家庭裁判所が決定した報酬の全部又は一部を助成しています。

◆成年後見制度に関する相談者数 (人)

内 訳	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
実 人 数	33	51	35	31
延べ人数	164	311	127	75

◆市長申立てによる審判確定件数

内 訳		2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	
高 齢 者	審 判 確 定	後 見 (件)	11	9	3	2
	保 佐 (件)	3	1	0	1	

		補 助 (件)	0	0	1	0
	報 酬 助 成	利用者数(人)	8	9	10	6
		助成金額(円)	1,807,000	1,873,000	2,082,414	1,420,000
障 が い の あ る 人	審 判 確 定	後 見 (件)	4	3	3	1
		保 佐 (件)	0	2	1	0
		補 助 (件)	1	0	0	1
	報 酬 助 成	利用者数(人)	2	2	4	5
		助成金額(円)	272,326	261,964	974,000	1,220,000

②野田市社会福祉協議会の取組

平成 29 年 1 月に「野田市成年後見支援センター」を野田市社会福祉協議会が開設し、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように相談支援事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業の業務を実施しています。

◆相談支援事業

(件)

相 談 内 容	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
日常的な金銭管理等	56	77	75	65	58
制度に関する問合せ	5	3	3	1	0
成年後見制度に関すること	25	22	42	32	14
虐待や権利侵害に関すること	0	0	0	1	0
法人後見事業に関すること	5	0	0	0	0
その他（福祉サービスの手続等）	7	5	13	3	5
合 計	98	107	133	102	77

◆日常生活自立支援事業

(人)

内 訳	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
新規契約者数	34	30	23	25	28
解約者数	10	21	17	17	22

	・死亡	5	10	7	9	9
	・成年後見人等の選任	0	8	5	1	2
	・本人の意思	3	2	3	2	7
	・施設管理へ移行	2	1	2	5	4
契約者数（年度末）		77	86	92	100	106
生活支援員配置状況	現任者数	19	19	19	18	15
	登録者数	8	8	8	12	15

◆法人後見事業

内 訳		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規受任件数	後見（件）	2	5	5	1	0
	保佐（件）	1	1	0	0	0
	補助（件）	0	0	0	0	0
終了件数	後見（件）	0	0	1	2	1
	保佐（件）	0	0	1	0	1
	補助（件）	0	0	0	0	0
受任件数（年度末）	後見（件）	6	11	15	14	13
	保佐（件）	2	3	2	2	1
	補助（件）	0	0	0	0	0
後見支援員配置 状況	現任者数(人)	5	6	6	6	5
	登録者数(人)*	7	6	6	6	5

登録者数(人)*：市民後見人養成講座修了者

③ 市民後見人の養成

老人福祉法の一部改正により、平成24年4月1日から市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定されました。

これにより、市民後見人の育成及び活用について、市町村が主体となり取り組むこととされたことから、市は、平成27年度に市民後見人養成講座の実施を野田市社会福祉協議会へ委託しました。翌年には市民後見人養成講座フォローアップ研修（野田市社会

福祉協議会へ委託)を開催し、修了者のうち令和5年度末現在5人が、社会福祉協議会が受任する法人後見の支援員として活動しています。

(6) 課題

認知症高齢者及び知的障がいその他の精神上の障がいのある人の人数から見て、成年後見制度の利用者が少ないことや、申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約、施設入所に必要な契約のためとされているケースが多く、社会生活上の大きな支障がない限り、成年後見制度の利用が図られていないという状況です。

現在、市内における成年後見制度に関する相談・支援については、野田市社会福祉協議会が設置する成年後見支援センターが中心的な役割を果たしていますが、高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)や障がいのある人対応の相談窓口となっている障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携は、個々のケースごとの単発的なものに留まっており、制度利用の要否を判断するためには、専門的な知識を有した医師、看護師、保健師、社会福祉士等の医療・保健・福祉関係者との連携を図ることが必要です。さらに、専門的知見が必要な場合において、専門職団体等(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)との協力体制の構築が望まれます。

3 成年後見制度利用の促進に当たっての目標と基本的な考え方

本市における成年後見制度の利用促進を推進するため、以下の基本施策に取り組んでいきます。

(1) 地域連携ネットワークの構築

市は、成年後見支援センター及び成年後見制度に携わる様々な関係者による地域連携ネットワークを構築します。

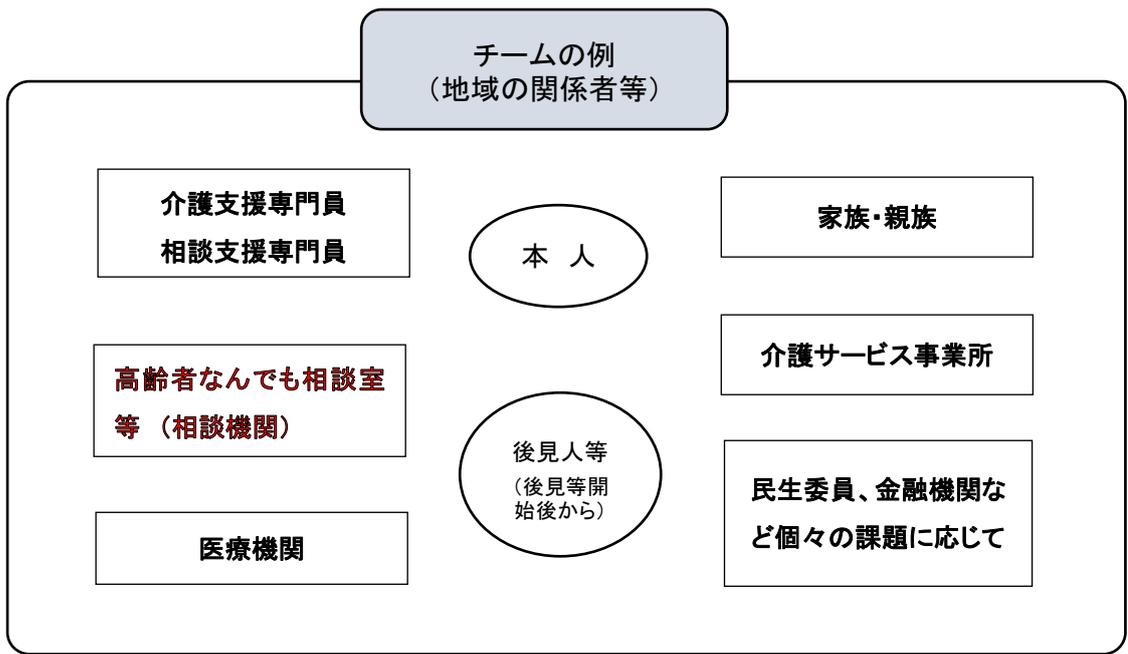
地域連携ネットワークは、地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援が受けられていない人などの発見に努め、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

権利擁護の支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。

後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。

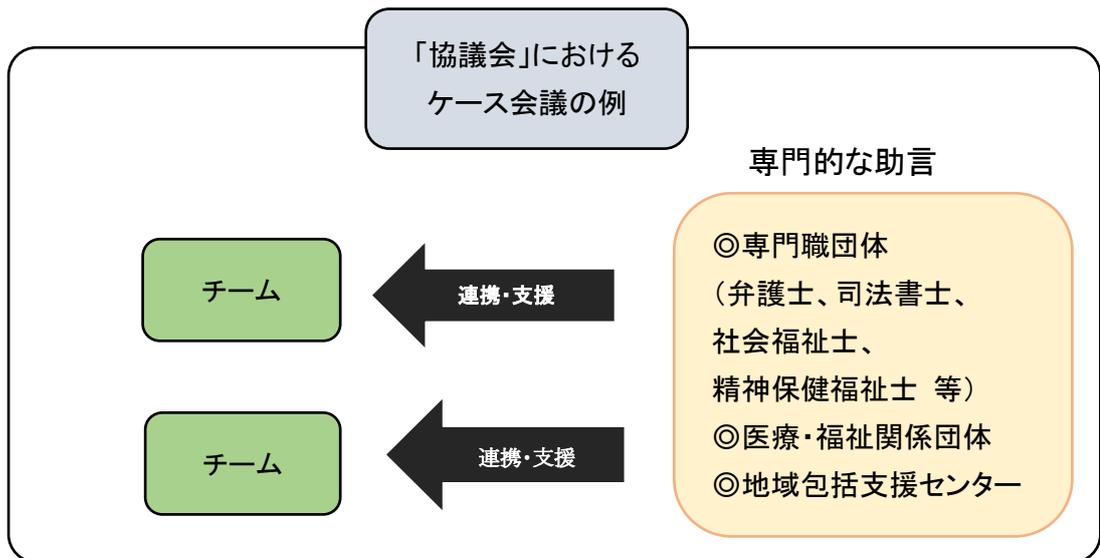


(チームに加わる関係者の例：親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長、生活相談員、地域包括支援センター、主治医、看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、民生委員、金融機関等)

② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、困難ケース等へ対処するため、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

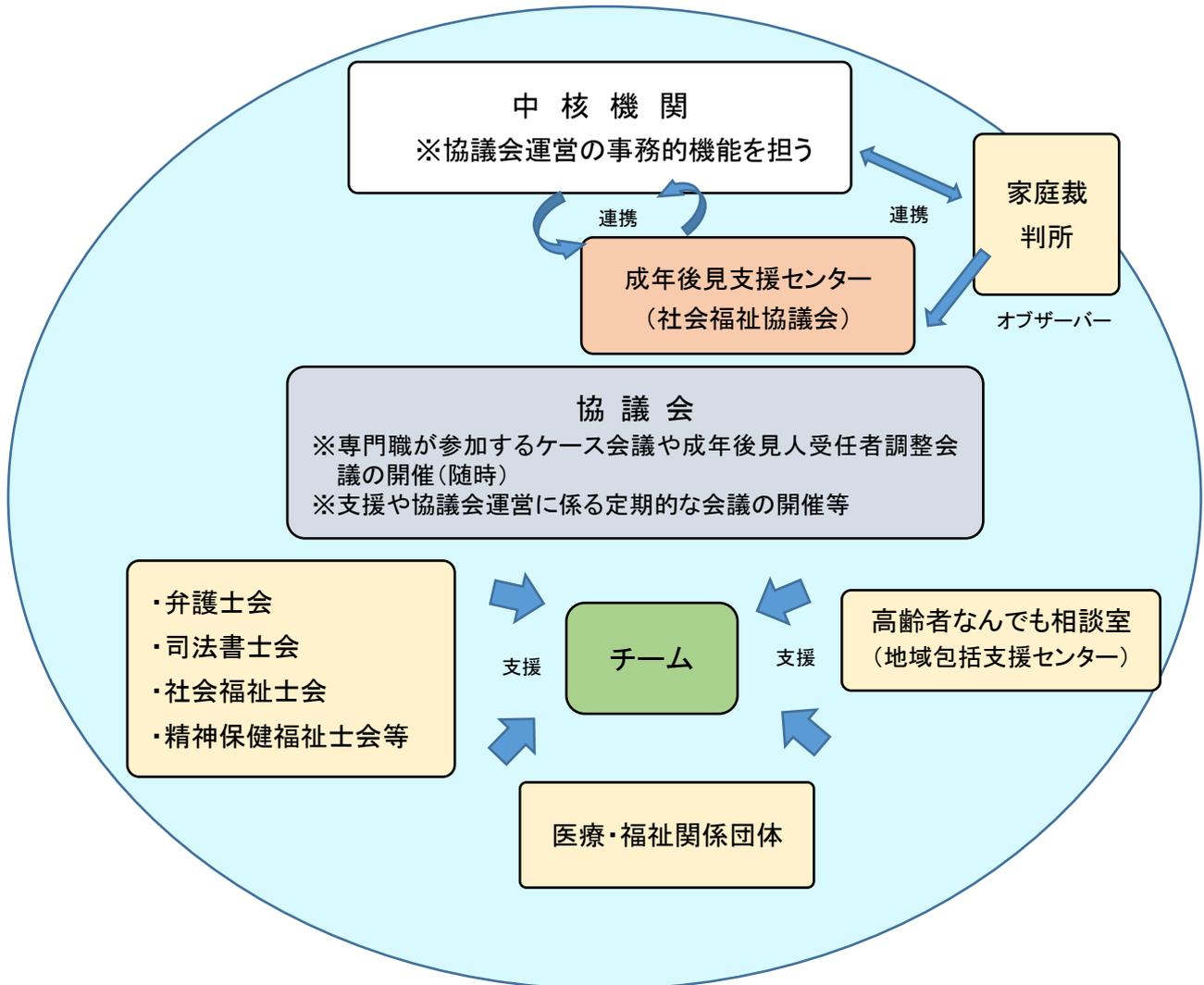
このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。



(2) 中核機関の設置及び担うべき機能

次のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくための中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）を設置します。中核機関の運営は、相談機能の中心的な役割を担う成年後見支援センターと連携して行います。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



中核機関は、地域連携ネットワークを活性化させることにより、関係者それぞれが地域の権利擁護を果たすことができるよう主導していくとともに、次の機能の整備に取り組みます。

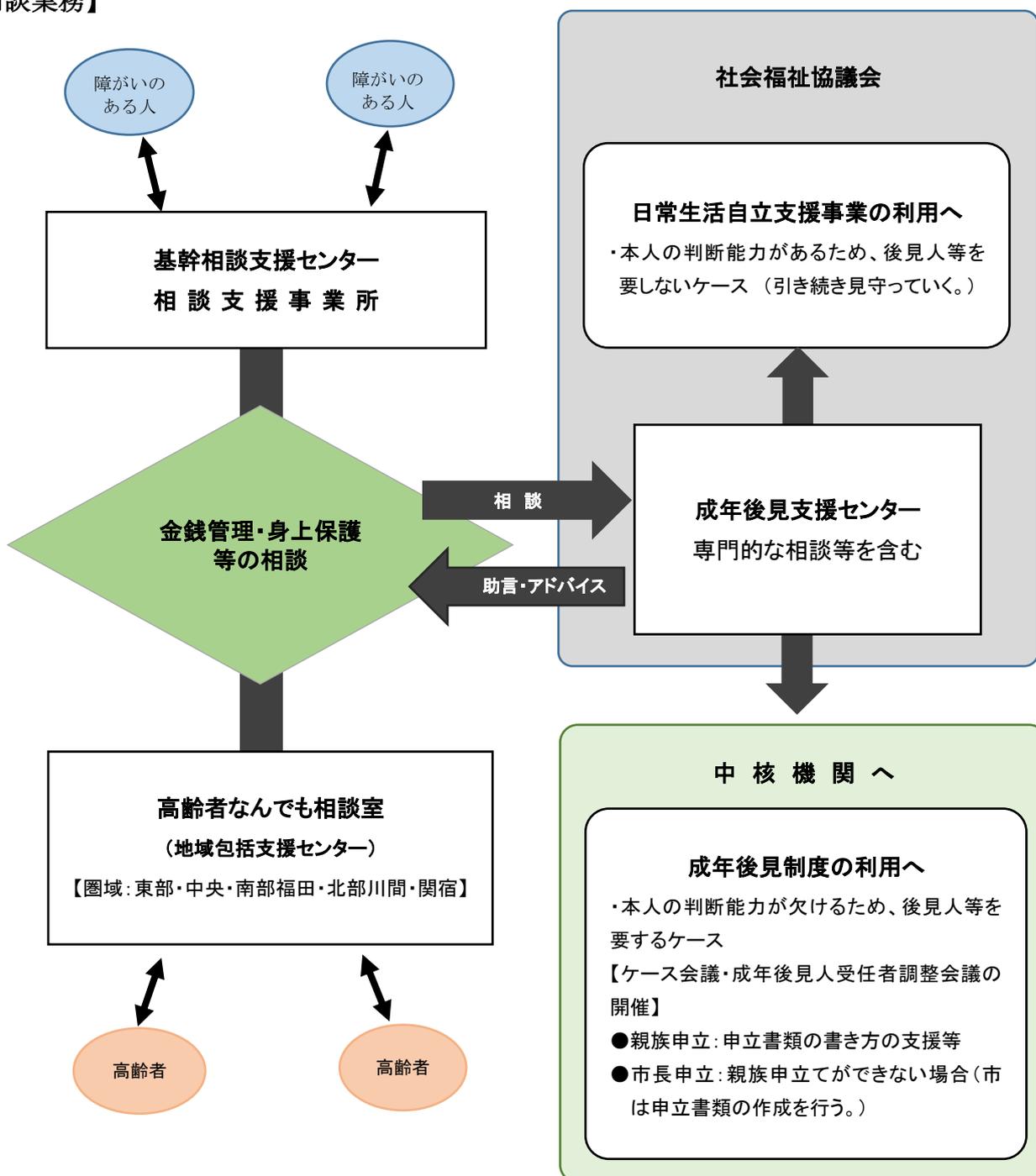
① 広報機能

成年後見制度に関するパンフレット、関係機関等のイベント等を活用して、任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めます。さらに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などチームに加わることが想定される関係者に対しても、支援チームの役割を分かりやすく説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。

② 相談機能

成年後見制度の相談窓口は、成年後見支援センターが中心的な役割を担いますが、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター等の他の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、切れ目なく必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。

【相談業務】



③ 成年後見制度利用促進機能

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体、社会福祉協議会、NPO法人の法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備していきます。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で、後見人等の交代の推進が示されていることから、必要な方策を検討します。

イ 担い手（市民後見人）の育成・活動の支援

これまで、市は社会福祉協議会に委託して、市民後見人の養成講座を開催し、修了者のうち、現在5人が社会福祉協議会の後見支援員として業務を行っています。

また、養成講座については、NPO法人等の市民活動団体が積極的に開催していることから、必要な支援を行っています。

④ 親族後見人支援機能

親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが日常的に本人の見守りを行うなど、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。

このような親族後見人を支援する体制が整備されていけば、親族後見人の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐ効果が期待できます。

⑤ 協議会等の運営

地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、ネットワークの円滑な運営が必要となります。このため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、ケース会議の開催や連携強化のための地域の課題や調整などの事務運営を中核機関が担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。

《資料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例

■野田市地域福祉計画審議会委員名簿

野田市地域福祉計画審議会設置条例

平成15年9月30日野田市条例第92号
改正 平成24年7月13日条例第18号
平成28年7月29日条例第21号
令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障がい者団体を代表する者
- (4) 未就学児の保護者を代表する者
- (5) 子ども会育成団体を代表する者
- (6) 母子寡婦福祉会を代表する者
- (7) 商店街連合会を代表する者
- (8) ボランティア団体を代表する者
- (9) 福祉事業所を代表する者
- (10) 公益社団法人シルバー人材センターを代表する者
- (11) 商工団体を代表する者
- (12) 民生委員児童委員を代表する者
- (13) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (14) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (15) 学識経験者

- (16) 関係行政機関の職員
- (17) 公募に応じた市民
- (18) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

野田市地域福祉計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	任期	選出区分	備考
鈴木 剛	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	自治会を代表する者	
須賀田 貞彦	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	高齢者団体を代表する者	
石井 芳子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	
幡野 喜志子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	
鴨田 綾	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	未就学児の保護者を代表する者	
石神 勢津子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	子ども会育成団体を代表する者	
渡邊 妙美	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	母子寡婦福祉会を代表する者	
岡安 誠人	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	商店街連合会を代表する者	
沖田 多恵子	令和5年6月12日から 令和7年3月31日まで	ボランティア団体を代表する者	
岡田 恵子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	福祉事業所を代表する者	
小俣 文宣	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	福祉事業所を代表する者	
澤田 健次郎	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	公益社団法人シルバー人材センター を代表する者	
市川 ヒロ子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	商工団体を代表する者	
染谷 よし江	令和4年12月1日から 令和7年3月31日まで	民生委員児童委員を代表する者	副会長
小林 幸男	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会 を代表する者	会 長
門倉 正樹	令和5年6月12日から 令和7年3月31日まで	一般社団法人野田市医師会を代表する 者	
林 孝和	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	学識経験者	
古賀 晴美	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	関係行政機関の職員	
並木 桃子	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで	関係行政機関の職員	
藤本 司	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	関係行政機関の職員	
平野 滋	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで	公募に応じた市民	
中山 禎子	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで	公募に応じた市民	

野田市地域福祉計画

【第4次改訂版】

発 行 野田市
編 集 野田市福祉部生活支援課
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
TEL 04-7125-1111 (代表)
<http://www.city.noda.chiba.jp/>

地域福祉計画【第4次改訂版】（素案）に対する

パブリック・コメント手続を実施します。

1 意見を募集する趣旨

本市では、野田市地域福祉計画を社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公共サービスの連携を図るための指針として位置付けております。

現行の野田市地域福祉計画は【第3次改訂版】として、令和2年3月に新たに地域共生社会の実現に係る事項や野田市自殺対策計画を、令和4年3月には成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、地域福祉の更なる推進に取り組んでまいりました。

この度、重層的支援体制整備事業実施計画や再犯防止推進計画を盛り込んだ野田市地域福祉計画【第4次改訂版】（素案）がまとまりましたのでお知らせするとともに、皆様から広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案

政策等の案

- ◆ 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】（素案）

4 政策等の案等の入手方法

- ◆ 市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所1階生活支援課（担当課）
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
 - ・各図書館（興風、南、北、せきやど）
 - ・生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和6年11月21日（木曜日）から令和6年12月25日（水曜日）まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市地域福祉計画」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 福祉部生活支援課 宛て ※令和6年12月25日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所1階 生活支援課 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで ○各公民館、各図書館、生涯学習センター （休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1095
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。
◇ちば電子申請サービスの場合	ちば電子申請サービスから提出できます。 市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市地域福祉計画【第4次改訂版】（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

福祉部生活支援課

電話 04-7199-2573（直通）